

令和 6 年

双葉町議会会議録

第 3 回定例会

9 月 5 日開会～9 月 11 日閉会

双 葉 町 議 会

令和6年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月5日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	6
行政報告	7
発言の訂正	9
報告第4号	9
議案第51号から諮問第1号までの一括上程	9
議案第51号から諮問第1号までの提案理由の説明	9
発言の訂正	14
監査委員報告	14
散 会	15

第 2 日 (9月6日)

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	18

職務のため議場に出席した者の職氏名	1 8
開 議	1 9
議事日程の報告	1 9
一般質問	1 9
5 番 菅 野 博 紀 君	1 9
発言の取消し	3 1
1 番 山 根 辰 洋 君	3 1
発言の訂正	4 0
2 番 小 川 貴 永 君	4 1
6 番 岩 本 久 人 君	4 3
発言の訂正	4 7
散 会	4 9

第 7 日 (9月11日)

議事日程	5 1
出席議員	5 2
欠席議員	5 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 2
開 議	5 3
議事日程の報告	5 3
議案第51号の質疑、討論、採決	5 3
議案第52号の質疑、討論、採決	5 4
議案第53号の質疑、討論、採決	5 4
議案第54号の質疑、討論、採決	5 5
議案第55号の質疑、討論、採決	5 6
議案第56号の質疑、討論、採決	5 7
議案第57号の質疑、討論、採決	5 9
議案第58号の質疑、討論、採決	6 0
議案第59号の質疑、討論、採決	6 1
議案第60号の質疑、討論、採決	6 2
議案第61号の質疑、討論、採決	7 0
議案第62号の質疑、討論、採決	7 1

議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	7 2
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	7 4
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	7 6
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	7 7
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	7 8
諮問第 1 号の質疑、討論、採決	7 9
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7 9
議員派遣の件	7 9
閉 会	8 0

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

6 双葉町告示第 2 3 号

令和 6 年第 3 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 1 4 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 6 年 9 月 5 日（木）
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1 番 山 根 辰 洋 君
3 番 作 本 信 一 君
6 番 岩 本 久 人 君
8 番 伊 藤 哲 雄 君

2 番 小 川 貴 永 君
5 番 菅 野 博 紀 君
7 番 高 萩 文 孝 君

○不応招議員（なし）

令和6年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月5日（木曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
 双葉地方広域市町村圏組合議会報告
 双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第4号 令和5年度一般社団法人ふたばプロジェクトの経営状況報告について
- 日程第7 議案第51号 双葉町下水道事業基金条例の制定について
- 日程第8 議案第52号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第54号 備品購入契約の締結について
- 日程第11 議案第55号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第56号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第57号 令和6年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 令和6年度双葉町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第60号 令和5年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第17 議案第61号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第62号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第63号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第64号 令和5年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

散 会

○出席議員（7名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	5 番	菅 野 博 紀 君
6 番	岩 本 久 人 君	7 番	高 萩 文 孝 君
8 番	伊 藤 哲 雄 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	朝 田 幸 伸 君
農業振興課長兼 農業委員 事務局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	志 賀 寿 三 君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木 幡 勝 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言することを許可します。

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、小川貴永君、3番、作本信一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、8月22日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月11日までの7日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告を

します。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、岩本久人君。

（産業厚生常任委員長 岩本久人君登壇）

○産業厚生常任委員長（岩本久人君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長の岩本久人です。閉会中の所管事務調査を産業厚生常任委員会において実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告をいたします。

事件名は、避難指示解除区域と特定帰還居住区域の除染・解体の現状と今後についてであります。

調査は、令和6年7月19日、7月26日、8月7日、8月22日の4回にわたって行いました。

今回は、避難指示解除区域及び特定帰還居住区域の環境整備の現状を調査し、特定帰還居住区域の避難指示解除をスピーディーに実施し、町内全域の生活環境整備につなげるための、委員会の調査を行いました。

調査の結果、特定帰還居住区域の生活圈範囲の定義や解除までのスケジュールについての現時点では国から明確な提示はないこと、農地は現段階では営農再開目的の除染は行わないこと、除染、解体の工事発注の移行期に時間がかかっていること等が分かりました。一方で、町民から要望のあった特定帰還居住区域のバリケード撤去、いわゆる規制緩和については、バリケードの設置を実施しない区域の設定が可能となるなど、前向きな話がありました。面的な除染だった旧特定復興再生拠点区域でも5年以上の年月がかかったことですから、まずは特定帰還居住区域の避難指示解除に向けての取組は早急に行う必要があります、まずは町民に手続を分かりやすく説明し、理解していただく必要があるという委員の一致した意見でありました。

調査の結果、委員会の報告といたしまして、次の3点を提言いたします。

1つ目として、除染等の実施に町も積極的に関わることであります。避難指示解除はゴールではなくて、ふるさとを住民の手に取り戻すためのスタートにすぎません。まずは、一日も早く避難指示解除を実現するよう、インフラ復旧等の生活環境整備を実施しながら、除染等の実施に町も積極的に関わることを提案いたします。また、避難指示解除後の営農再開などの事業再開、教育環境や生活環境整備なども避難指示解除前から総合的に取り組んでいくことを提案いたします。

2つ目として、除染等の手続の方法についての周知であります。特定帰還居住区域は、帰還意向を示し、区域の認定が行われた後、除染同意や解体等の申請が別に必要となります。制度自体が複雑な

ため、手続の方法を町民目線で誰にでも分かりやすく周知することを提案いたします。

3点目といたしまして、町内全域の避難指示解除に向けた見通しを立てることとあります。まずは、複数回にわたる帰還意向調査を踏まえて、特定帰還居住区域の拡大を図り、残された家屋等の取扱いを含め、町内全域の避難指示解除に向けた今後の取組方針の早期明示を国に求めることを提案いたします。

以上、要点を述べ、産業厚生常任委員会からの報告といたします。よろしくご審議ください。

○議長（伊藤哲雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和6年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月19日、双葉町役場において、みやぎ生活協同組合様と地域の見守りの取組について、相互に協力していくことを定めた地域見守りの取組に関する協力協定書を締結いたしました。町内の配達業務で訪問した際、異変を発見した場合に関係機関へ連絡を行うもので、一人暮らしの高齢者など、住民の見守りを強化するものであります。

7月6日、大熊町をメイン会場として、令和6年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは、野球、バレーボール、剣道、バスケットボールの各競技に出場しました。双葉町チームは、バレーボールが準優勝、剣道、バスケットボールが3位となる成績を収められました。選手の皆さんの力強いプレーに大変勇気づけられたところであります。

7月18日、教育先進校視察として、館下教育長をはじめ、双葉町学校設置検討委員会の大塚委員長や委員の方々とともに、先進的な教育を実践する関西国際学園を視察してまいりました。関西国際学園は、日本語と英語による探究学習を通して、国際社会に貢献する人材の育成を目標とし、国際バカロレアを導入した学校です。町内での学校再開に向け、そのコンセプトの一つである英語教育と国際理解教育を基盤とするグローバルな学びの先進校として、施設や授業の様子を見学し、改めてその必要性を感じたところです。

7月23日、原子力損害賠償紛争審査会の内田会長ほか7名の委員による現地視察と意見交換が行われました。今回で8回目となる現地視察では、特定帰還居住区域に認定され、現在、環境省による除染と家屋解体が行われている下長塚地区の状況を見ていただきました。

その後、双葉町役場において双葉町と双葉町議会の連名による原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書を伊藤町議会議長とともに内田会長へ手交いたしました。要望書の内容につきましては、「日常生活阻害慰謝料について」、「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の指針への反映」、「避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害」の3点を申し上げ、特に私からは、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が避難指示解除された令和4年8月30日までとするよう見直すことを強く申入れを行いました。審査会に対しては、今後も町民一人一人の被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、誠意ある対応をするよう引き続き求めてまいります。

7月30日と31日、復興庁、経済産業省、環境省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、公明党東日本大震災復興加速化本部を訪問し、要望活動を行いました。特定帰還居住区域における除染等の実施や第2期復興創生期間以降の財源確保、ALPS処理水の確実で透明性のあるモニタリング、帰還者向けの住宅支援策の拡充、除染土壌の県外最終処分に向けた取組の実施などの重点課題について要望いたしました。

8月3日から5日まで、双葉中学校代表生徒9名とともに、友好町である京都府京丹波町を訪問し、京丹波町・双葉町子ども交流事業を実施いたしました。初日の開会式では、畠中京丹波町長との懇談を行い、京丹波町の歴史や文化など、多くのことを学びました。2日目は、京丹波町の中学生、高校生の生徒16名と地元伝統芸能などの体験活動を通じて親睦を深めました。最終日は、京都市内で研修を行いました。世界遺産に登録されている仁和寺では、双葉町出身の学芸員から建造物の紹介やその歴史について説明をいただきました。生徒たちは、3日間の交流事業を通じて、大変貴重な経験と友好の絆を深めることができました。

8月9日、長崎県長崎市の平和公園で開催された被爆79周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参列し、原子爆弾の犠牲になられた方々へ哀悼の誠をささげ、世界の恒久平和を祈りました。式典終了後には、東日本大震災・原子力災害伝承館の館長である長崎大学の高村教授のご案内により、長崎大学の安永学長を表敬訪問し、役場庁舎内に設置していただいている長崎大学・双葉町復興推進拠点の活動に対して感謝の意を伝えました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が1件となります。提出議案につきましては、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、規約の変更が1件、備品購入契約の締結が1件、令和6年度補正予算（案）が5件、令和5年度決算の認定が6件、教育委員会委員の任命が2件、諮問が1件、合わせて18件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

◎発言の訂正

○町長（伊澤史朗君） 大変失礼しました。長崎大学の学長を「永安学長」と言わなくてはならないところを「安永学長」と申し上げました。永安学長と訂正をいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

これで行政報告を終わります。

◎報告第4号

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第4号 令和5年度一般社団法人ふたばプロジェクトの経営状況報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第4号 令和5年度一般社団法人ふたばプロジェクトの経営状況報告についてであります。別冊の令和5年度一般社団法人ふたばプロジェクト事業報告及び計算書類のとおり、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで報告第4号を終わります。

◎議案第51号から諮問第1号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第51号から日程第24、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第51号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第51号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第51号 双葉町下水道事業基金条例の制定についてであります。事業会計への移行に伴い、町の下水道施設の建設及び維持管理に要する経費の財源として活用するため、基金条例を制定するものです。

議案第52号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第54号 備品購入契約の締結についてであります。食品等放射能簡易測定器（非破壊式）購入の契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第55号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ19億6,623万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は183億1,859万5,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金や福島再生加速化交付金などの増により、8,654万3,000円を追加いたしました。

県支出金は、児童手当県負担金の増により、518万円を追加いたしました。

繰入金は、公共施設整備基金繰入金の増などにより、2億5,786万円を追加いたしました。

繰越金は、前年度繰越金として16億2,210万2,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、人事給与システム改修業務委託料や復興まちづくり支援業務委託料の増などにより、1,652万円を追加いたしました。

民生費は、県支出金過年度分返還金や児童手当などの増により、3,711万5,000円を追加いたしました。

衛生費は、予防接種給付金や双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金の増、双葉地方水道企業団資本的事業負担金の減など、合わせて309万6,000円を追加いたしました。

農林水産業費は、ため池放射性物質対策業務委託料の増などにより、4,947万8,000円を追加いたしました。

商工費は、双葉駅東地区商業施設駐車場整備に係る測量業務委託料や工事請負費の増などにより、2,292万6,000円を追加いたしました。

土木費は、町道等環境整備業務委託料や下水道事業会計補助金の増などにより、3億3,311万円を追加いたしました。

教育費は、教育用備品購入費の増などにより、1,024万7,000円を追加いたしました。

諸支出金は、財政調整基金積立金や東日本大震災復興基金積立金の増などにより、12億2,852万9,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為として、既存ストック施設改修事業（設計）、双葉駅東地区商業施設等駐車場整備事業を追加いたしました。

議案第56号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ7,306万円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億4,186万2,000円となります。

歳入は、国庫支出金に災害臨時特例補助金20万円、繰入金に一般会計繰入金174万円、繰越金に前年度繰越金7,112万円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費など174万円、保険給付費に一般被保険者災害時療養費20万円、基金積立金に国民健康保険財政運営基金積立金に2,000万円、諸支出金に国、県等への過年度分返還金3,281万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第57号 令和6年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ5,140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億9,758万7,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金202万2,000円、繰越金に前年度繰越金4,938万2,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費など202万2,000円、諸支出金に社会保険診療報酬支払基金への過年度分返還金395万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第58号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は9,546万4,000円となります。

歳入は、繰越金の前年度繰越金70万3,000円を追加いたしました。

歳出は、諸支出金に一般会計繰出金70万3,000円を追加いたしました。

議案第59号 令和6年度双葉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、収益的収入及び支出においては、収入として他会計補助金の営業外収益、支出として人件費などの営業費用にそれぞれ111万2,000円を追加いたしました。

資本的収入及び支出においては、双葉町下水道事業基金造成に伴い収入の他会計出資金、支出の基金積立金にそれぞれ3億2,962万6,000円を追加いたしました。

議案第60号 令和5年度双葉町一般会計決算の認定についてありますが、令和5年度決算額は、歳入総額156億5,598万9,000円、歳出総額138億457万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は18億5,141万6,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源1億2,931万5,000円を差し引いた実質収支は17億2,210万1,000円となりました。前年度と比較し、歳入が29億5,729万8,000円の減、歳出が27億8,809万9,000円の減となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。町税は14億7,523万9,000円で、固定資産税の増などにより、前年度から1億4,961万8,000円の増となりました。

地方交付税は20億4,168万6,000円で、普通交付税の減などにより、前年度から759万1,000円の減となりました。

国庫支出金は15億734万1,000円で、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減などにより、前年度から3億4,091万1,000円の減となりました。

県支出金は13億1,568万1,000円で、福島県地域医療復興事業補助金の減などにより、前年度から2

億6,004万2,000円の減となりました。

繰入金は63億456万2,000円で、東日本大震災復興基金や福島再生加速化交付金基金などから繰入れを行い、各種事業に充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。義務的経費は16億5,341万1,000円で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金などの扶助費の増により、前年度から7,825万7,000円の増となりました。

投資的経費は59億7,983万円で、中野地区復興産業拠点整備事業費の減などにより、前年度から23億4,252万5,000円の減となりました。

そのほかの経費は61億7,133万2,000円で、新・生活サポート交付金などの補助費や公共下水道事業特別会計への繰出金などの減により、前年度から5億2,383万1,000円の減となりました。

議案第61号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額13億2,100万2,000円、歳出総額12億4,988万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は7,112万1,000円となりました。

歳入は、県支出金が10億4,473万4,000円で、歳入総額の79.1%を占めており、国庫支出金が9,200万6,000円となりました。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は9,830万7,000円で、前年度と比較すると1,476万円の減となりました。

歳出は、保険給付費が9億995万5,000円で、歳出総額の72.8%を占めており、次いで国民健康保険事業費納付金が2億4,717万円となりました。保険給付費を前年度と比較すると31万4,000円の減となり、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は48万1,968万円で、前年度と比較して1万5,403円の増となりました。

議案第62号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入歳出総額ともに165万7,000円となりました。前年度決算額194万5,000円に対し、28万8,000円の減となりました。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となります。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料が51万7,000円、公債費の公有林整備事業債に係る元利償還金114万円を支出しました。

議案第63号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額は3億4,378万円、歳出総額が2億5,348万9,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は9,029万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,000円を差し引いた実質収支は9,028万9,000円となりました。

歳入は、一般会計繰入金が1億8,171万7,000円で、歳入総額の52.9%を占めており、次いで繰越金が1億5,370万4,000円となりました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費が2,596万3,000円、下水道維持費が1億3,358万5,000円、

下水道建設費が214万8,000円となりました。また、公債費として下水道事業元利償還金9,179万2,000円を支出しました。

議案第64号 令和5年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額10億4,030万1,000円、歳出総額9億9,077万9,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は4,952万2,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金が4億7,183万6,000円、支払基金交付金が2億2,611万6,000円、県支出金が1億1,833万3,000円、繰入金が一般会計と介護給付費準備基金からの繰入金2億979万7,000円となりました。

歳出は、保険給付費が8億266万8,000円で、前年度から1,320万2,000円の増となっており、歳出総額の81%を占めております。次いで、国、県等の返還金など諸支出金が1億2,218万1,000円、地域支援事業費が4,210万9,000円、総務費が2,379万円、基金積立金が3万1,000円となりました。

議案第65号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和5年度決算額は、歳入総額2,955万7,000円、歳出総額2,885万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は70万3,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金が2,511万1,000円で、歳入総額の85%を占めており、次いで諸収入が231万6,000円、繰越金が67万9,000円となりました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が2,152万8,000円で、歳出総額の74.6%を占めており、次いで総務費が455万7,000円、保健事業費が209万円、諸支出金が67万9,000円となりました。

議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。高倉洋向委員が10月6日をもちまして任期が満了となります。高倉委員は、教育委員として2期8年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、高倉氏の再任をお願いするものです。

高倉氏は、人格が高潔で、住民とのつながりも広く、双葉町の歴史、文化に関する識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。高野春美委員が10月27日をもちまして任期が満了となります。高野委員は、教育委員として2期8年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。このたびの改選期にあたり、高野氏から退任の申出があり、新たに任命するものです。

山本正人氏は、人格が高潔で、教育者としての経験並びに文化、スポーツ等に識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。改選期にあたり新たに推薦する堀内弘志氏は、長らく教員として勤められ、人権擁護についても理解があり適任者で

あると考えるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時41分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 議案第61号で被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は「48万1,968円」と申し上げるところが「48万1,968万円」と申し上げましたので、先ほど申し上げました48万1,968円に訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

これで提案理由の説明を終わります。

◎監査委員報告

○議長（伊藤哲雄君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財政健全化指数のうち、実質公債費比率は3カ年平均で3.1%、前年度より0.9ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

各事業において、その多くが国、県から交付される依存財源により執行されておりますが、今後、その補助金等の削減が懸念されるため、国、県への財源確保の要望を並行しつつ、自主財源確保の取組と今後のシミュレーションを行っていただきたいと思います。

また、各種税金等については、これまで減免されていたことによる影響が出ることも懸念されます。

双葉町税・貸付金・使用料等滞納整理対策委員会を開催し、専門家を入れることなども検討しながら、適切に対応していただければと思います。

さらに、整備が進められている公共施設については、建設等に係るイニシャルコストだけでなく、ランニングコストなど将来にわたる費用も勘案しつつ、管理運営方法についても検討すべきであります。

最後になりますが、各職員の超過勤務の状況や最終退庁時間を確認しましたが、特定の課に超過勤務が集中しており、人員不足と業務量の偏りを感じました。本庁、支所、各課の業務の平準化を図るため、業務内容と人員配置の見直しについて検討されることを求めます。

また、昨年度の審査意見書にもありますが、職員の身体的、精神的負担を考慮し、労働環境の改善と労働時間の管理徹底をお願いいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） これで監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時45分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月6日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

1番 山 根 辰 洋 君

2番 小 川 貴 永 君

6番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（7名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	5 番	菅 野 博 紀 君
6 番	岩 本 久 人 君	7 番	高 萩 文 孝 君
8 番	伊 藤 哲 雄 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	朝 田 幸 伸 君
農業振興課長兼 農業委員 事務局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	志 賀 寿 三 君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木 幡 勝 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、通告順位1番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可をいただいたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、1番、原子力損害賠償について。原子力損害賠償については、今までも質問していますが、一人一人に寄り添った賠償ではないこと、漁業、農業など、現在も賠償が続いているものがありますが、商工業に対しては賠償は出ていない現状です。個人や企業には、説明や意見を述べる場所がなく、町が前面に立ち交渉すべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたただしですが、令和6年7月23日の原子力損害賠償紛争審査会との意見交換において、双葉町と双葉町議会の連名による「原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書」を伊藤議会議長とともに内田会長へ手交しました。特に個人の賠償に関するもののうち、審査会の定める避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとなるように見直しを強く求めたところです。

また、商工業を営む企業に対する賠償に関しては、避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害について、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続または発生しているかを詳細に調査し、地域の現状や事業の特殊性など、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、确实

かつ迅速な賠償の実施について審議するよう申し入れたところです。

東京電力ホールディングス株式会社に対しては、本年1月4日に小早川社長が来訪した際、双葉町と双葉町議会の連名による「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を伊藤議会議長とともに手交し、東京電力は改めて当町の被害の状況を深く認識し、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償の対象となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう、自らの判断で早急かつ真摯に賠償期間の見直しを行うことを申し入れました。

また、商工業者に対する営業損害に係る賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、戸別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応し、営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的、形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行うことを申し入れました。

町といたしましては、今後とも町民の皆様のご意向を丁寧にお聞きした上で、国や東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償するという考え方の下、個人や企業の被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、県や関係機関と連携して強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

損害賠償については、一人一人に寄り添ったというのは、一人一人違うのです。そこら辺をちょっともう一回ご答弁いただきたいのと、前回言ったように、原子力損害賠償紛争審査会、内田会長、ほか7名ですか、町民の方に賠償の説明をしてほしい。今の賠償では、1人月10万円とかそういうものというのは、あくまでも一律同じというのはおかしいのです。最低10万円になっていますけれども、基礎にした事故の共済保険のほうでも13万円から14万円ぐらいなのです。最低限後で払い過ぎないようにという応急処置で払った10万円だと思うのです。それを内田会長ですか、今は会長かもしれないですけれども、そういう経緯があってなっているものを全然有効にしていない。ましてや交渉のあれを今町しか持っていないのです。本当は個人個人ですよ。逆に自分たちで言ったことをやっていないということは、これはまず国民に対しての冒涇ですよ。僕ら憲法を守って生きていますけれども、この方たちは有識者か弁護士か何だか知らないけれども、僕らの価値を一人一人、価値と言ったらおかしいですけれども、権利があるわけです。それをみんな同じというのはおかしいですよ。ぜひ来たときに町民の前できちんと説明して、1日でも2日でもきちんと質疑応答ありで話しできる場をつくってほしい。町長が今要望した最低でも解除された8月30日とありましたよね。解除されていない人たちもいるのです。そうすると、また話は別ですよ。大枠で言うと、最低でもという要望を出す前に、ぜひ町民の話を聞いてほしい。商工業者に対してもそうですよね。今、個人商店とかそういう

のが復活できないようになっている。そんなときに、誰がやったのですか、誰が命じれば払うのですかということなのです。内田会長には。東京電力でも同じです。東京電力に言っても、結局は原賠審が、原賠審がと言いますよね。原賠審は法律ではないのです、あくまでも。何の権利を持って僕たちの賠償を決めているのか、僕は内田会長に聞いてみたいです。あなたが事故とかそういうものがあつたとき、月10万円で納得しているのですかと。自分ができないことを人にやらせるというのであれば、町で要望して駄目であれば、やっぱり説明責任は国の機関であれば内田会長にもあると思うのです。東電さんは、「これは法律でないよね」と言うと、「いや、国がつくっている機関ですから」と。僕から言うとへ理屈なのです。逃げなのです。逆に言うと、双葉町民にそれだけ賠償する権利がないと言われているのと一緒になのです。ぜひ町長、内田会長、原賠審の方、東電の方、あと町民集まる方、そういう方をもって、何日か場所を取って話合いとか本当の町民の意見聞いてもらわないと、さっき言った8月30日までという人と違う人もいますよね。そういう方もやると、やっぱり一人一人に当たらないと賠償って決まらないですよ。この原賠審ができたのは、あくまでも多くの被害者がいるから取りあえずの賠償、生活をするための賠償をお支払いする機関だったと思うのです。それが一番最初の説明でした。それから時が過ぎると会長が替わってきたりなんかすると、こんなふうに当町町民をばかにしたような賠償を決めるような機関が国にあっていいのかと私は思うのですけれども、そこら辺町長どうお考えなのか。

あと、できれば町民、被害者とか商工業者なども集めた話合いですか、原賠審とできる場所をつくってほしいというのは実際のところだと思います。お答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

質問が多岐にわたって、一応メモしたのですけれども、全てに答えられるかどうか分かりませんが、まず要点として、一人一人の賠償に対してもう一度答えをというふうな最初の質問でありました。そして、内田会長が町民の皆さんに直接説明をしてほしい、そういうふうな取組。3つ目が、町民代表の方、町民の方と意見交換、もしくはそういったような機会をつくってくれというふうなことでいいですよ。

まず、一人一人の賠償、これは一人一人の皆さんが被害を受けた状況というのはそれぞれ様々です。さらに、職業によって被害の実態というのも変わってきているというのは間違いなことですので、先ほど一般質問の最初の答弁の中でそのことは触れさせていただいておりますし、町としても一人一人の個別案件には丁寧に寄り添って対応していただきたいという要望は常にさせていただいております。

内田会長の町民の皆さんに直接説明する機会、残念ながらなかなか、時間的な都合であるのかどうか分かりませんが、現在やっておられないというのも事実です。なので、今ご指摘あったことに関しましては、町として次回、原子力損害賠償紛争審査会の会長及び委員の皆さんと話をする機会

がありましたら要求をさせていただきたいと思います。

また、3つ目の町民代表の皆さんと意見交換、さらに町民の意見を聞くようにと、そういうふうなご指摘でありましたけれども、これは今回町民代表の方が原子力損害賠償紛争審査会の委員の皆さんと意見交換はされております。そういったことで、まず被害の状況、議員おただしのとおり、今回最初に示された1カ月10万円というルール、これは当時も今も変わっていないですけれども、保険の補償が1日4,000円で1カ月、30日で12万円。その端数を切って10万円。そのときに指針として出されたものは最低の賠償ですよと、それをうたっているわけです。しかし、実際にそのことに我々言及させていただいても、一向にその変化といえますか、原賠審のほうの対応というのは変わってきていません。これも事実です。最低の賠償ですとうたっているのですから、その実情に合った賠償ということは到底我々容認しているわけでもありませんし、町としてもそういうふうな実態として認めるわけにはいかないという話もさせていただいております。ただ、一方、今回双葉町民の方で原子力損害賠償の原告団として裁判で勝ち取った平成29年までの賠償の期間が平成30年に1年延びたというのも一つの進展です。そういったことによって、町民の皆さんに水平展開することによって、原告団だけではなくて町民全体に行き渡るような取組を双葉町はいち早く議会と連名で要求をしまして、その後県であったり各界各層の協力を得ましてそういう取組になったというのも事実であります。ですので、14年目になっておりますけれども、一気に賠償に関して被災者、被害者の皆さんが納得するような状況になっているとは我々も思っておりませんし、しっかりと粘り強く、少しでも現状よりそれぞれの皆さんの被害実態に合ったような賠償の執行に向けて町としてもいろいろな取組をさせていただいております。当然原賠審であったり、国であったり、町の中央要望であったり、そのときそのときの担当の省庁にもしっかりとその話はさせていただいております。そういったことで動いていただくということがまずスタートになってくるし、今までの、少しずつではありますけれども、結果が出ているというふうに感じておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 時間もあれなので駆け足で言うと、逆に原賠審の方々と町民、商工業者の話し合いの場、代表ではなくて、代表の方とまた違う立場の方もいるので、商売というのはあくまでも商工業者、商業、工業は仕事として認めてもらえないから賠償できないのかなと思うのです。仕事に何か差があるのかなとか、そういうものをすごく感じます。農業も本当に大事な仕事です。漁業も本当に大事だと思います。商工業も大事なのです。そこを考えたときに、賠償しないのであれば、逆に東京電力さんも商工業に入りますよね。あそこの会社は何かやられるとすごい賠償出すのです。自分がやると賠償は出しませんというのは、多分世の中通らないと思うのですよね。東京で1回船に電線切られたときの賠償額もすごいのですよね。あと、トモダチ作戦。アメリカから来てもらったときには賠償を出して。同じ人間なのに外人には出して、日本人には出さないっておかしくないですか。そういうものを含めて、逆に説明ではなくて意見交換会です。自分たちがやっている委員会が最初からずっ

と話が変わらないのだったらいいです。もうぶれぶれで中身はぐらぐらで曲がって曲がってしようがないような委員会なんて国の予算でやるべきではないし、内田会長ですか、どんな方か知りませんが、人としては僕は駄目です。どんなに偉い方でも。それだけ偉い人だったら、やっぱり末端の人間まで見ないと。双葉町は、結構町民の方は助け合いますけれども、国のちょっと偉くなった人だと助け合いもできないのであれば、ちゃんとみんなの目の前へ出てきて、ちゃんと意見言われたことに質疑応答できるような方であってほしい。だからぜひ意見交換会を大きな形で開いてほしいのです。他町はいいです。双葉は双葉だけ。何日間かにわたってできるような、これだけ決められるのだから多分ちゃんとした理論もあってやっているのですから、説明責任を果たしてほしいので、そこだけ町長、ぜひ内田会長に約束を取り付けてほしい。要望ではないです。あくまでもこれはやるべきだと思うので、そこら辺もう一度お答えください。それだけでいいので。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

これは原賠審の会長が、初代の能見会長、2代目が鎌田会長、今3代目の内田会長ということになっております。それぞれの会長の時代にも双葉町としてはいろんな取組をやらせていただいております。特に能見会長の時には、意外と被害者の皆さんご存じないのですけれども、当時の佐々木議長と私と郡山地区に能見会長をご案内しまして、築100年の旧家、何軒か郡山にありました。その家に関しての賠償の取組、いわゆる住宅確保損害です。お金としては皆さんに行き渡っていないのですけれども、その見直しをかけてもらったという経過があります。そういった部分で、それぞれの会長も全て分かっていないということではなくて、いろいろな取組をしている人もいます。ただ、会長それぞれ人間ですから、自分の得手不得手というのもあると思いますけれども、まず皆さんの考えを聞くというスタンスはそれぞれの会長さん持っているというふうに感じておりますので、今ご指摘あった町民の皆さんとの意見交換、これが言えと言われて私が約束取れるかという、それは相手が受けたものが約束に対して判断してくれるかどうかということですので、申入れはすることは可能ですが、相手があっての話ですので、そこは相手の判断に委ねざるを得ないと思います。

また、先ほどから商工会の話も出ています。商工会だけではなくて、どの職業であっても等しく公平に賠償はされるべきだと思っておりますから、それ以外のいろいろな弱小の仕事、そういったものもありますから、そういったものに関してもしっかりと不公平感のないような賠償の取組をしていきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番の双葉町の避難指示解除について。避難指示解除された地域において、いろいろな問題が出てきていると思います。例えば郵便物。避難先住所への転送の手続をしても、避難指示が解除されたことにより重要書類が届かない、台風が来たときに安全な避難場所を開設できない大きな問題、いまだに原子力発電所が安全なのかも分からないなど、避難指示解除により発生する

いろいろな問題について、町はどのように想定して、どのように対策をしたのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、双葉町の避難指示解除について。双葉町の避難指示解除についてのおただしですが、特定復興再生拠点の避難指示解除に向けては、まず令和4年1月に準備宿泊を開始し、宿泊された方からのご意見をお聞きするなど、問題の把握に努めてまいりました。また、令和4年5月から6月にかけて、県内外11カ所で避難指示解除に伴う住民説明会を開催し、いただいたご質問やご意見について可能なところから一つ一つ改善に取り組むことで、令和4年8月30日の避難指示解除を迎えたところです。

一方で、避難指示解除から2年が経過し、復興の進捗に応じた新たな課題が生じていることは、議員ご指摘のとおりであります。例えば郵便物が避難先住所への転送の手続をしても、避難指示が解除されたことにより重要書類が届かないという課題につきましては、転送の取扱い終了後も現在のお住まいに郵便等をお届けするため、郵便局に転居届を提出いただく必要があることや手続の問合せ先など、「広報ふたば」に掲載して広く周知しているところであります。

また、避難所が開設できないという課題につきましては、令和4年3月に発生した福島県沖地震への対応などを踏まえ、双葉町内で台風や地震などの災害が発生した場合や発生するおそれがある場合には、双葉町コミュニティーセンターを開放することを「ふたば暮らしのしおり」に明記して周知しております。今後は、災害の程度を考慮して、町役場本庁舎の開放などの検討も進めております。

原子力発電所の安全性につきましては、避難指示解除前より東京電力に対して原子力発電所の廃炉作業等を安全に実施するよう申入れするなど、安全性の確保について再三にわたり要求しているところです。

私は、町長就任時から、双葉町の復興は震災前に戻すということではなく、将来の双葉町のあるべき姿を描くものとして取り組んでまいりました。その第一歩が避難指示解除であり、令和4年8月に実現することができました。しかし、町内全域の避難指示解除を目指す町としましては通過点にすぎません。ここからさらに町の復興を進めるためには、特定帰還居住区域の避難指示解除が次の大きな一歩となります。町の復興を進めることで、議員ご指摘のとおり、今後も様々な課題が生じることは想定されることから、町議会や町民の皆様、関係機関などと課題を共有し、速やかな解決に向けて取り組んでまいります。町民帰還が早期に実現し、ふるさと双葉町を一日でも早く取り戻すことができるよう、今後とも邁進してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 郵便物、町長の答弁では転居届、僕たちは避難先住所でそういう手続しました。手続は避難先住所に届くようにしていますよね。それって、例えば戻ってくればもう一回手続をしなくてはならないのです。そういうシステムだと思います。このサービスは終わりましたという説

明ありました。郵便局で。サービス終わってもう一回しなさいというのは、転居ということは住所を移せということですか。説明もおかしいし、手続はしたのです。双葉に帰ってくれば、ちゃんともう一回手続するのです。それがおかしい。あと、これに関しては、郵便局は全然話聞いてくれないから主管の総務省に電話しました。そうしたら、電話交換手にそういうお問合せを聞く場所はうちにありませんと言われました。これ個人個人に言っても何ともならないのです。郵便局の体制がおかしいものはおかしいということ、ほかの町もそうだったからではなくて言わなくてはならないことだし。例えば避難場所、ここ安全ですか。ここ沼地ですよ。高いところ、地盤の固いところ、そういうのが避難場所ですよ。それが設置されていない。あと、燃料デブリ。あれ取り出すのはいいですけども、万が一割れたら、中はもう冷えているのですか。ある専門家によれば、中身はまだ熱を持っている。大きい固まりの中は。それが熱発したらまた水蒸気爆発の可能性もあるとなれば本当に安全なのですかと思うのです。町民に説明したというけれども、約5,000人いる町民のうちの何人に説明したのですかとなってくるのです。だったらこういうときほど町の重大事項であるから、これ住民投票が必要だったのではないですか。今までも住民の気持ちを聞く投票というのはしていないです。町長、我々が判断することよりも住民に判断してもらわなくてはならない。意向ですから。だから帰ってきた方と帰ってこれない方。避難所だけではないです。帰ってくるのに。学校だってみんな必要です。高校だって必要だし。大学は、もともとほかに行ったので。そういうことを総合的に見たときに、今日は時間ないので、1個の質問でいきます。避難指示解除に関しては、住民投票を僕はやるべきだったと思います。やらなければならないし、町長が執行者であっても、やっぱり町民に答えは委ねなくてはならない町の重大事項だと思いますけれども、そこら辺どういうふうにお考えか。それだけでいいですから、時間ないので。お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員から避難指示解除に関して住民投票が必要だったのではないかというお話です。その件につきましては、全国の自治体でもけんけんがくがくの議論をされているところであります。確かに住民の皆さんの意見を幅広く聞くという点では、それも必要な点もあるかと思えます。しかし、何のために我々双葉町の町長であったり、双葉町の議会議員であったり、町民の皆さんから負託を受けてやっている立場だということも十分考えなくてはならないと思えます。住民投票ありきではなくて、我々町政懇談会であったり、いろいろな行政区であったり、各自治会であったりお邪魔をして、町民の皆さんからいろいろな意見、お話を聞く機会があります。そういった部分で私自身も町民の皆さんのある程度のご意向、考え方というのは聞いておりますし、そういった我々の立場として判断すべき立場なのだというふうに思っております。住民投票に関しては、今後も全国の自治体で議論されながら判断をしていくような状況になると考えておりますし、やるとかやらないとかではなくて、果たして住民投票というのはどういう場面でどういうときにすべきなのかというのもしっかりと判断をして決めていかななくては、何か難しい問題が起きたら全て住民投票ということで

あれば、議会の必要性、町長の必要性というのも考えなくてはならない状況になってくると考えておりますから、私の考えとしては今話したとおりであります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 国でも最近であれば郵政民営化、それ一本で解散までして選挙をやりました。住民一人一人が重大な決断ですよ。片一方は税金取られて青くなる、町民を分断するようなことであれば、これは町長の考え、議員、執行者あります。だけれども、大きな問題なのです。では、何でこんな最初から分かっていたこういう問題が、避難所、郵便物、対応できなかったのか。これを対応してからやるべきだったと思います。郵便物に関しては、高齢者夫婦、高齢者一人暮らし、そういう方が行けますか。郵便局にもう一回やりなさいと。1回行ったのです。そういうことを考えてください。十何年前は60代で元気だった。だけれども、今はもう80近くで行けないという方がいっぱいいるのです。その中で、いろんな説明をした住民投票というのは、要は聞くということです、皆さんに。それが執行者とか僕たちの判断だけでは及ばないという意味で、そういう制度が僕はあると思います。ほかの自治体でもこういう大きな町の重大事項に関しては、町民に聞く、町民の声だということとあります。実際にこの解除に関しては、国と町とで話しているのです。町民が置き去りになったというので、僕は今の答弁すごくがっかりしたのは、町民の意見も正確に聞くべきだと思います。いろんな方います。そこではいいようなことを言っている、本当は俺の気持ちは違うよとか、それをはっきりするために住民投票。結局は帰ってこれない事情とかそういうのがあるにもかかわらず、押し通してしまったのです。さっき言いました。学校もあります。対応しています。普通の生活では双葉町で家から車で送っていくなんていうことはほとんどなかったのです。ここだと隣の町とかそういうところに頼まなくてはならない。私も1年半前に脳梗塞やりました。病院だつてないではないですか。通える場所が。そういう大変な部分があるから皆さん避難しているのです。そういう面で言うと、これは僕は町の重大事項だと思います。ほかの町がどうあれ、やらなかったところは他県で騒がれているところあります。そういう面で言うと、僕は住民投票をやるべきだったと思います。解除するのであれば、前の双葉町にしくてもいいと町長言っていましたが、最低限のものが全部そろわないのに生活できる環境とは僕は言えないと思います。ましてや原子力発電所の収束作業は、まだ道半ばです。何が起こるか分からないということを考えれば、何で双葉町民は全域避難になったのかということを考えたときに、絶対安全と言えない中に、なかなか厳しいと思います。また安全神話が出てきたのかなと思うので、そこら辺短く、次の質問に移るので、住民投票、それでも考え変わらなかったのですかということだけお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 住民投票の考え方につきましては、先ほど申し述べたとおりであります。そういったことで、やらないということではなくて、どういう案件だったら住民投票というのはやるべきなのかということがしっかり議論されて、住民の皆さんとの理解醸成をしながらやっていくべきだ

ろうと思います。全てにおいて重大事項というのは何なのか、判断の仕方として人それぞれの判断があるわけですから、重大事項に関しましても、こういう案件、こういう案件、具体的にしっかりとその判断をするべきものをつくってから住民投票、いわゆる条例とかそういうふうなものをやることによってカバーしていくべきものだと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設について、これまでパイロット搬入の質問をしていますが、町長から明確な答えはいただいていません。パイロット搬入の意味は試験搬入だと理解すれば試験搬入のままなのか、明確な答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設についてのおたただしですが、除去土壌等の輸送については、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の輸送に加え、本年4月からは特定帰還居住区域において発生した除去土壌等の輸送も開始されており、引き続き中間貯蔵施設への輸送は継続される見通しです。このため、環境省からは、除去土壌等の輸送をより一層安全かつ円滑に実施する観点から、今後も必要な道路整備や維持補修を行いながら、パイロット輸送を実施していくとの報告を受けております。町としては、パイロット輸送であるかどうかを判断する立場になく、環境省の見解を踏まえ、現在もパイロット輸送が継続しているものと認識しております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） パイロット搬入は試験搬入です。簡単に言うと、パイロット搬入を許可したのは町長ですよね。裏話すれば、3団体との話合いが環境省とありました。建設の受入れを決めてほしいという話で。建設の受入れの話合いで3団体のうちの2団体が話しました。細谷と30年です、門馬さんところ。場所は、30年のほうが双葉のいわき支所の議会事務局。細谷のほうが郡山のエヌエスビルかな、そこで話したときに、今後話をしていきたいと思います。あともう一件のほうは前町長のところ。そこは信用できないから話していないとざっくり言われました。それで、建設の受入れを話しているのにもかかわらず、そこで交渉がやっと始まったといったときに、パイロット搬入を許可されたと思うのですが、それで1団体の方がすごく怒ってあれしたのですが、パイロット搬入は分かります。試験搬入。だけれども、条件がもともとは道路整備をして事故のないようにしてから搬入を始めるという話が全部パイロット搬入で終わったというのが今まで継続されて終わった。町長は知らないのではなくて、パイロット搬入を認めているのは双葉町なのです。知らないのではなくて、いろいろな次に出てくる事故とかあるのだから止めなくてはならないです。一回も止めていないです。国との交渉の一つに使ってもらったりなんかするのだったら問題ないです。町民が苦しんでいても、賠償にしても何でも僕らは一つなのです、町民に対するものは、国の交渉と。東京電力、県に

対しても何でもそうですけれども、みんなが一つなのです。交渉のカードに使ってもらおうのだったらまだ分かりますけれども、双葉町の町民が我慢して、国の政策、そこに何か寄っているのかなと見える行動なのですよね。確かに中間貯蔵はしようがないと思うのです、僕個人は。違う方もいるのです。そういうときに、国なんかは完全に国民をだましていますよね。国家公務員はだましています。事故ばかり起こしてうそばかりついて。本当に出たのかというのがいっぱいあってしようがないと思うのですけれども、パイロット搬入をする前に道路工事はするという約束だったのですから。パイロット搬入、町長止めるべきではないですか。順番が違うと思います。今の町長の答弁では、パイロット搬入している。今整備しなくてはならないところがある。だから、それをやりながら。本当の話は道路整備してからちゃんとやりますよという話だったのです。今工事やっているところないです。どこが必要なのですか。僕は、パイロット搬入、建設の受入れだけというのがずっとひっかかって、今まで申し訳ないなと思いながらいたのですけれども、本当に明確な話というのは、道路整備してから搬入が始まる。パイロット搬入はあくまでも試験搬入なので、試験搬入って数年かかるのですかということで、止めろとは言わないです。この中間貯蔵のパイロット搬入の件もカードに使って、ほかの交渉に使ってほしいのです。町民がよくなる方向に。これちょっと、議長、申し訳ありません。はみ出したかもしないのですけれども、この中間貯蔵の件を交渉権に、カードに使っていただけるかどうか。できれば、町長には止める権利があるので、そこら辺も含めてちょっとご答弁ください。答弁聞いたらこの件はもういいので。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

パイロット輸送、これに関しましては我々が判断しているということではなくて、事業者である環境省のほうとしてパイロット搬入、本格輸送、搬入、そういうふうな判断をしているということは従前から決まっていることであります。一方で、パイロット搬入の状況、いわゆる安全対策がしっかりとされていない中で、各福島県内に1,300カ所あった仮置場から搬入できるかということとそうではありません。パイロット搬入の中でも、議員もご存じだと思いますけれども、搬入ルート何カ所もありました。その中で、使える道路を使いながら、片や補修、改修をしなくてはならない道路を補修、改修をして使える状況になって使ってきたというのがあります。そして、パイロット搬入したときに町は止めていないという話ですけれども、これは自主的に環境省のほうで事故とか道路の破損があったときには通行不可にしております。そういったことで対応はなされてきたと思っております。

また、受入れに関しましては、当然議会のほうにも全員協議会の中でお話をさせていただいて了承を受けているというふうに感じておりますし、そういった部分で町単独でやっているかということというふうなことではないというふうに感じております。

○6番（岩本久人君） 議事進行。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6 番（岩本久人君） ただいまの菅野議員の質問に町長の答弁答えていない点があると思うのですけれども、議長のほうで指示していただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時47分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今回のパイロット搬入、中間貯蔵の件につきまして、国に交渉材料として使ったらどうかというふうなおたしだったと思います。これに関しましては事象が違うということで、私はそれとは別に交渉は交渉としてやっていく考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 5 番、菅野博紀君。

○5 番（菅野博紀君） 時間もないので、4 番に入ります。除染作業について。除染作業では、今でもいろいろな問題や事故が起きています。町内の除染作業で重機が田んぼに沈んでしまい、今も沈んだ状況にあるようですが、町としてはその現状を把握しているのか。また、そういった問題や事故が起きた場合の対応についてお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4 番、除染作業について。除染作業についてのおたしですが、議員ご指摘の事案は、環境省に確認したところ、本年6月19日12時30分頃、大字長塚字福田迫の農地において、敷き鉄板の上で表土の削り取り作業を実施していた重量約20トンのバックホウが、農地の地盤が想定より軟弱であったため、敷き鉄板とともに最大約150センチ埋没した事案とのことでした。今後は、9月下旬に当該重機の引揚げを予定するとともに、再発防止策として、地形、地質の事前調査を踏まえて、より慎重に作業車両を選定した上で、敷き鉄板を複数枚重ねることで接地圧の分散化を図るなど、重機の転倒防止策を講じると報告を受けております。

町としては、除染、解体や中間貯蔵施設事業において発生する事故等のうち、周辺環境や作業環境に重大な影響を及ぼすもの、人身に重度の障がいや及ぼすものなどを中心に、事故発生時の速やかな報告とともに、原因の究明と再発防止策の報告を求めており、特に重大な事案については、議会全員協議会への説明も行われているところです。

議員ご指摘の事案については、重機の引揚げまでに長期間を要する事案にもかかわらず、環境省より速やかな報告がなかったことは大変遺憾であり、環境省に対して事故発生時の速やかな報告と安全第一での作業実施を徹底するよう強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、今報告、重大事項、事件、違法性のあるもの、ほかに報告なかったのかなと思って。この一般質問を出した後に、同じゼネコンの会社内で遮断機を折って、報告しなくて次の日になって判明したという事例があります。そこら辺は町で把握しているのか。何が言いたいのかというのは、ゼネコンにいいようにやられているのです。双葉町は、管理するのは今環境省かもしれないですけども、自分の町でやっていることを分からないという行政はいないです。報告をちゃんともらわなくてはならないし、例えば遮断機を折ったというのはそのままにしておいたのです。もうこれは事件性あるし、違法ですよ。どんなふうに対しても。そんなことも報告しないようなゼネコンとかそういうところ、管理体制がなくなっているところは双葉町にも入っているということです。これも実を言うと、建設課に一回こういうのを知っているかと重機のことを言ったら、逆に僕から聞いたと思うのです。それ言ったの聞いてから1週間以上たってから。町でこんなばかにされるような体制でいいのですか。環境省とはいえ、そういう会社に投げているわけです。請け出しているわけです。しかも、いろいろ問題があるにもかかわらず、それを町は何も言えないというのであれば、町の入札でやるべきではないですか。遮断機は違法性あると言ったでしょう。今いる町民と接触事故とかあったりなんかしたとき報告しない。事故はあるからしょうがない。報告しないというのは、報連相が守れないようなゼネコンさんに、管理能力のないようなところに任せる環境省に、普通であれば町から何か言うべきではないですか。そんなところにやらせているのかと。それでいいのですか、町の体制としては。いろいろここから事象が出てくるといえますけれども、しょうがないなという事象と違うという事象はいっぱいありますよね。例えば福田埴、僕でも知っています、地盤悪いと。あそこ、トラクターや稲刈り機、結構埋まって出したとか。双葉町地盤悪いところで僕も知っているのは中学校の下。あと、ここら辺もあまりよくないです。あと蛭子堂、清戸埴、あそこら辺は地盤悪くてあれです。特に福田埴は、あそこの旧国道、大雨降ると水が上がりますけれども、流せないのは、あそこに土を入れると線路側が上がると言われていました。それは僕も議員になったときに、水が上がるから何で工事しないのという話で、JRとの関係もありますとかそういうのを分かっていて、結局は地元の方が作業に入れば分かっていることが全然違うということですし、こんな事故とかばかり起こすようなところに出している環境省自体も信用できないですよ。さっきの中間貯蔵もそうですけれども。そんな中、町長としては、環境省に今後、小さな事故でも信用できないので、町に上げるような、要望ではないです。怒りというより何と言ったらいいでしょう。逆に言えばこんなの環境省の大臣来て謝らなくてはならないです。双葉町がばかにされているような事象なので、今後の対応をお聞きします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の事案については、重機の引揚げまで長期間要する事案にもかかわらず、環境省より速

やかな報告がなかったことは大変遺憾であり、環境省に対して事故発生時の速やかな報告と安全第一での作業実施を徹底するよう強く求めてまいります。今ご指摘のとおり、環境省からの報告はなかったというのが事実であります。当然ゼネコンのほうからもそういうふうな報告がなかったと。そういったことに関しましては今後は正していくべきですので、町としていろいろな事故、事象に関しましては報告するようというふうなことで申入れをしております。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ただいまの私の再々質問の発言の取消しをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君の今の発言の取消しに対して異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしということで認めます。

○5番（菅野博紀君） 私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。
1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） おはようございます。通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

1、町内居住人口増加に向けた多様な住民が住みやすいまちづくりについて。令和3年3月改定の双葉町まち・ひと・しごと総合戦略において、居住人口目標を2,000人として、まちづくりの戦略策定を行っていると思いますが、避難指示解除から2年がたち、設定した目標値1,146名の10分の1ほ

どの120名程度の居住にとどまっている現状があるかと思います。このような現状を改善していくためには、多様な世代の人たちに双葉町で暮らしてみたいと思ってもらえるような施策や開発目標を戦略的に掲げていくことが重要だと考えられます。一方で、一度に全世代が住みやすいまちづくりを行うのは難しいため、段階的にターゲットの世代を決めて、施策や開発目標を掲げていく必要があると思いますが、このことについてどのような考えをお持ちか、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1 番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町内居住人口増加に向けた多様な住民が住みやすいまちづくりについて。町内居住人口増加に向けた多様な住民が住みやすいまちづくりについてのおたかしですが、双葉町まち・ひと・しごと総合戦略で掲げた居住人口目標に関して、現状の居住人口が目標に大きく届いていないことは、私も重く受け止めております。この状況を改善するためには、全世代の方々が暮らしやすい環境を整備することが必要であると認識しています。議員ご指摘のとおり、特定の世代をターゲットにした施策の展開も一つの手法ではありますが、まずは住宅の整備を優先的に進めることが重要だと考えております。住宅は生活の基盤であり、多様な世代の方々が安心して暮らせる環境を提供するための最初の一步です。まずは、住まいの確保により、生活の基盤を提供することで、結果として幅広い世代の方々が帰還、移住を検討しやすくなると考えております。このため、これまで駅西住宅全86戸を整備したほか、町内での住宅再建に係る費用の一部支援も今年度より事業化しております。さらなる住宅整備を加速するべく、今定例会に補正予算として住宅ニーズ調査に係る予算を計上させていただいております。本調査により町内の住宅需要を調査分析し、今後の住宅整備施策につなげてまいりたいと考えております。また、今後は町内での学校再開も予定していることから、子育て世代にとっても暮らしやすい環境を整備する必要があると認識しております。今後も、帰還や居住が着実に進むよう、まずは基盤となる住宅整備をしっかりと進め、その上で子育て支援を含めた各世代に対応する施策を復興の進捗に応じて効果的に展開してまいりたいと考えております。引き続き皆様のご意見を伺いながら、戦略的なまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） それでは、再質問をさせていただきます。

今町長からも住宅確保を優先ということで、町内の現状からするとまさにそのとおりだなと思っていらっしゃるようです。子育て世代への支援ということで今後考えていきたいということで、そこに関するところを2つ再質問をさせていただきたいなと思います。端的に言うと、今交付金を中心として町の財政であったり事業であったりというところを実施しているとは思いますが、そこだけだと漏れてしまうというか、なかなか理想に近づけられないものというのは非常にあるのではないかなと思っていて、ここの予算の調整、工夫、チャレンジみたいなのところと計画みたいなのところ、令和7年と言わ

ずとも少し前倒ししながら、前のめりにいろいろ計画の見直しだったり、予算の工夫みたいなことが必要なのではないかなと思うので、その点を再質問させていただきたい。それが端的な質問です。

ちょっとここからなぜそういった質問をしたいかという背景のところだったのですけれども、まず今子育て世代という話があったので、そこに少しフォーカスを例として当ててお話をしたいなと思います。子育て世代が本当にこの場所に住めるのかという問いだと思っています。一般論にはなるのですが、子供を育てて、一般的には例えば大学、高等教育まで進学をさせようというふうに考えたときに、今この環境だと高校が近くにあるのは未来学園であったり、北に抜けて原町だったり小高だったり高校があるという状況だとは思いうのですけれども、既に中学を卒業した時点でものすごく経済的な課題が一番大きくなるというふうに考えています。さらにそこから大学に進学させようとなると基本的には都市部に送るというふうになるので、普通に進学をさせた場合でも1,000万円単位で教育費がかかるというのは俗に言われている一般論だと思うのですが、地方でさらにそこで子供を送り出そうとすると2,000万円、3,000万円の単位で1人当たりかかるだろうというふうに考えたときに、果たしてこの場所で親が暮らして子供を育てて高等教育まで送り込めるのかというのはすごく今疑問を感じているところでした。その点でいくと、例えば移住者も含めてだとは思いうのですけれども、やはり一定程度、一番世帯構成として多いのはサラリーマンとして働いている世代が圧倒的に多いというふうに考えられると思います。そのときに今、町の雇用の現状とか、仮に誘致企業が来たりだとか、雇用の枠組が増えているとは思いうのですが、今募集の賃金とかを見ると多くても30万円程度の賃金水準。これは地方と都市部の経済格差、賃金格差というところもあると思うのですけれども、本当にその賃金で、地方のそもそもの課題だと思うのですけれども、その環境の中でここに住みながら子供を育て上げることが果たしてできるのかというのは一般論としてもかなり課題があると思っています。さらに、今双葉町の原子力災害からの再生という前提の中で、既存ストックと呼ばれるほとんど建物が今ない状態の中で、すぐコストを低く生活をつくれるかと言われると、やはり今の住宅の問題であったりだとか、今取り組まれるというお話ではあったと思うのですけれども、そもそものイニシャルコストも非常に高いというところがさらに課題になってくるのだろうなというふうに思っていて、そういったものをハードとソフトと、今学校が整備されるタイミングの時に双葉町はこういった環境で子育てができるのだよということを明確につくっていくというのはすごく重要なのではないかなというふうに思っているところです。

ちょっと長くなってしまうのですが、例えばなののですけれども、ここで学校を卒業して高校、今無償化という手段もあると思うので、双葉町に住みながら高校に通う場合はいかに高校を無償化にするかということもトライしなくてはいけないのだろうなとかというふうに思いますし、例えば親がここで地域の誘致企業に勤めていた場合とか、いろんな条件はあるとは思いうのですけれども、大学までしっかりと育て上げて送った場合には、例えば1人当たり1,000万円つけますとか、そのぐらいのすごく思い切った施策をトライしていくことも一つ方法としてはあるのではないかなと。これ多分全国

でもそんな自治体ほばないと思うので、地方で町に貢献してくれる家族に対しては、子供に対してもしっかりと奨学金なりそういったものを拡充してつけるというような、そんなようなことができるのではないかなというふうに、ちょっと私見ではあるのですけれども、感じているところです。そのぐらいやらないと逆にこの環境の中ではそういった世代が来るということが難しいのではないかなというふうに思っているところです。

今のは私自身がそういう状態というところもあるので、ちょっとそういったお話もさせていただいたのですけれども、最初の質問に戻るのですけれども、ちゃんとしっかりとそういった人たちを対象にしていくのであれば、そのステータスだったり家族構成だったり明確に同じステータスの人を集めてヒアリングをして計画であったり予算に反映していかないと、やっぱり明確なK P I、今、まち・ひと・しごと総合戦略のほうも拝見はしているのですけれども、K P I が少し曖昧なのかなというふうに思っていて、よりもう少し具体的なK P I の設定というところも重要になってくると思うので、ぜひそういった、ちゃんとステータスに沿った、いろんな人に添った、こういった意見であったりだとか計画づくりを今後していく必要があるというふうに私自身は思っているのですが、町長の考えを改めて再質問ということで、長くなってしまったのですけれども、世代に合わせたヒアリング、計画の前倒し、予算の調整、チャレンジみたいなことが考えられるかどうかというところをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初のほうの前段でお話あった、そういうふうな子育てであったり住民帰還に対する取組は前倒し、前のめりにというお話もありました。当然そういうふうなことは考えていかななくてはならないと思っていますし、まずは国に支援をお願いするということで、多くの財源が必要になってきます。そういったことに関しては、国との交渉をしながら精査した上で、復興のステージに合わせて取り組んでいくということをまずご理解いただきたいと思います。

まず、町の復興の優先順位といいますと、やはり若い世代の人、子供さんも含めて帰還、移住がなければ町の存続というのは厳しいというのは私も自覚しております。そういった部分で山根議員ご指摘の子育て世代への支援をどのようにしたらいいということも含めて、今後町の独自性も含めて取り組んでいきたいと思っています。なので、学校再開については、今帰還をしてまだ進んでいない状況でありますけれども、将来学校を造ってハード部分、いわゆる建物だけ造って、はい終わりですよということではないと思っています。どうやってここの双葉町に就学する子供さんたちを、多く来てもらえるような学校の整備の仕方というのが本来の姿だと思っています。そういった部分で教育委員会で学校設置委員会を立ち上げてもらいまして、双葉町の特殊性のある教育ということで今検討させていただいております。そういったことで、時代にそぐわないというか、戻ってきた人たちの今タイムリーにやらなくてはならないということに関しては多少タイムラグがあるというふうなことは自覚して

おりますし、ただそこで事を急いでしまって、あと文教の町双葉として残念な姿にならないための取組というのも十分検討しながら、専門の先生たちも入っていただいておりますけれども、町としてどういうふうに町の将来を担う子供たちを教育するかというのは、これは大命題でありますから、そういうふうなことはしっかりとやっていくというふうな考えでおります。

また、高等教育に対するいわゆる父兄さん、親御さんの負担、これは大変なものだと思います。町でも奨学金制度というのはやっておりますけれども、それでは恐らく足りていないだろうというのは私も感じております。ただ、一方で奨学金の場合、無償にするのか有償にするのかということもあると思います。無償にした場合は、いわゆる見返りというのはあまり期待できません。有償で返していただくというふうな取組をしておりますけれども、双葉町の奨学金に関しては、それをお使いになった方が返金していないというのも現状出てきております。そういったことで、そういったものを将来有能な人材をつくるためにどこまで町として支出していいかというのも議論の中で検討していかなければならないことだと思っております。

一方では、この浜通り地区で医者不足、そういったものを改善するために寄附口座ということで取組をしている自治体があります。少しずつですけれども効果が出ています。いわゆる田舎の地区でお医者さんがいないというのは、もうこれどこでも全国的な悩みになっています。そういったものを解消するために、簡単に言いますと、授業料から生活費含めて丸抱えで行政が支えと。ただし、そのものに関しては地元還元ということで、お金を返していただくのではなくて働いて返してもらう。地元に戻ってきてもらって何年間か働いてもらうというふうな制度で取り組んでいる自治体もあります。そういったことも含めて、まず町として育てる優秀な人材をつくりたいというのはあるのですが、町に戻ってきていただけるというのも考えていただけるような手法というのが何かいい手があれば逆に今後いろいろ連携させていただいて、こういう方法とかがあれば対応していく考えでおります。いずれにしても、議員ご指摘の話は喫緊の課題だと思っておりますから、有効な方法として何がいいのかということも含めて今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。ちょっと何点か再々質問させていただきます。

まず、今の国の支援をということで町長答弁あったと思うのですが、地方における国の支援、交付金運営というところはやっぱり外せないところだというふうには思うのですが、一方で他町村との兼ね合いもあって、すごく国の支援というのは一律、画一的にというふうになってしまう部分もあると思うので、町の理想を描くときに国が全て理想に寄り添ってくれるかというのは難しいところかなというふうには思っていて、町長であったりほかの課長職の皆さんも含めてなのだと思いますが、理想を追うのに少し国の支援だとなかなか難しいと感じている部分というのがもしあればお聞きしたいというのが、特にハードはすごく前のめりに来てくれるのかなというイメージがあるのですが、今のお話は完全にソフトの話なので、その辺のソフトに関する国の支援の課題みたいなのをもし感じる

ようなものがあればお聞きしたいなというのが1つでした。

その上で、優先順位で今若い世代というお話をいただいたと思うのですが、私もそうなのですが、若い世代って意外に動けるので、あまり近くにハード、ある程度子供の環境が近いほうがいいというのはもちろんあるのですが、比較的不便でもある程度ソフトの何か支援があればハード的な要素ってなくても何とかなるとというのが正直実際感じて、何とか住めているというのが正直な感想なので、ハード充実というのはすごく重要だなというふうに感じているので、その前段の国の支援との話のセットになってしまうのですが、まち・ひと・しごと総合戦略の中でもハードからソフトにというふうに書かれているので、今どうしてもハード整備も続いてやらなければいけないことたくさんあると思うのですが、ソフトの支援に対する発想がどのぐらい今優先順位が上がってきているというのが、避難指示解除2年のタイミングなので、改めてソフト支援の重要性をどういうふうに考えているかというのをちょっとお聞きしたいのが2点目でした。

3点目は、奨学金のお話を伺ったと思うのですが、ルールづくり非常に大事なというふうに思っています。なかなか返してもらえないというところも見越した上で、ここにどれだけ支出するのかという判断も含めていろんなルールが必要だなというふうに思っていて、他自治体の事例だと戻ってきて働いていること前提で全額免除しますというようなルールもあると思うので、その辺をより調べていって、反映していただけるといろいろいいのだらうなと思ったので、ここはちょっと教育委員会も含むのだと思うのですが、その辺の調査の方向性であったりとか今後の取組の姿勢みたいなところもまた改めてお聞きしたいなというところで3点お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、国の支援が難しい点ということでお話ありましたけれども、これはハード、ソフトの話にもなるのですが、基本的に町の復興というのはハードの部分からまずある程度形づくっていくということが、議員からもお話ありましたけれども、まさにそのとおりだと思っています。ソフトの部分というのは、町でいろいろ構想して、ほかの自治体でやっていないいろいろな発想というのは、双葉町も少しですけれどもあります。そういったものを国の担当官庁にお話をすると、なかなか当てはまらないのです。それを当てはめていただきたいということで交渉すると、なかなか時間かかってしまうのです。タイムリーに時間を置かないでスピーディーにやろうとすれば当然、町の自腹と言ったらおかしいのですが、一般財源で単費でいかざるを得ないと。その部分の考え方だと思います。これ人材育成ということを考えたときには、長岡藩ではないですが、米百俵の精神で教育にということがベースだったと思います。当然双葉町も我々の先人が県立双葉高校をつくったというのはまさにそれに似たような判断だったと思います。当時の町の財政の何十倍かの借金をした。そのために町が破綻しそうになったと。そのぐらい双葉町の先人たちは教育に力を入れたというのは事実であります。そういった部分で教育に力を入れるというのは双葉町の当たり前の感覚というか、他の自治

体よりは住民の皆さんも教育に対する支援というのはご理解を得られやすいのかなというふうに感じております。そういった部分で、ただレベル、どこまでどのぐらいというのが非常に難しい判断になると思っています。そこも含めてこれはちょっとデリケートな問題になってきますから、考えていかななくてはならないと。多少時間をいただいて、将来の双葉を担う子供さんたちのための取組として議論を重ねながら、どこまでどういうふうに我々は支援するのかということも考えさせていただきたいと思っています。

奨学金のルール、ハードの部分とソフトの部分のものに関しては、先ほど申し上げた中でも言っておりますけれども、教育の在り方。学校を建てるのは、言葉悪いのですけれども、お金があればできるわけです。だけれども、その中身ってどうするかということが一番大切なので、それをまさに今学校設置検討委員会の皆さんに検討していただいて、いろいろな構想が出てきているというのは現状であります。奨学金のルールに関しましては、これが非常に難しい問題だろうと思っています。一番いいのは、受ける側、奨学金をもらうほうの生徒さんたちにとっては払わなくていいというのが一番ありがたいと思いますし、そのほうが力も発揮できると思います。ですが、町の限られた財源の中でということになると、これはなかなか難しいことになってくるとしています。なので、これは議会の皆さんとも相談しながらやっていかななくてはならないですけれども、議員もイメージあると思いますけれども、思い切った施策をとするならば、言葉悪いですけれども、全額町で応援すると。優秀な人材にはそのぐらいの気持ちがあればできると思いますけれども、果たしてそれが許されるのか、町民の皆さんに理解が得られるのかというのが非常にハードルの高い問題になってくるとしています。そういった部分で、これは今後とも検討課題だと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。2、双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の活用の現状と今後について。双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円を基金化して、各種地域振興策に活用しているところかと思いますが、この基金のこれまでの活用実績について伺います。

また、本基金の今後の活用方針について、どのような事業に活用していくことを検討されているか伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の活用状況と今後について。双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の活用状況と今後についてのおただしですが、国より平成27年3月に、県、双葉町、大熊町へ交付された中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を基に、町において双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金を設置し、中間貯蔵施設の整備及び管理運営並びに同施設への福島県内除去土壌等の収集、運搬に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振

興等に係る事業に要する経費の財源として、これまで生活サポート補助金や双葉駅自由通路等整備負担金など45億9,585万6,000円、延べ27件の事業へ充当してきたところであります。

議員おただしの活用方針については、復興に係る事業のうち、福島再生加速化交付金など、国の復興財源を最優先に活用した上で、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の交付要綱に定めている基金事業の対象である、ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業、地域活性化事業などの9つの分野に合致する事業について、国と協議の上、基金を活用してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） この質問を1番の質問の続きとして私としては位置づけておりまして、まさに今国の交付金であつたりだとか、町長答弁ありましたけれども、さっきの1番目の質問でもしました。課題として、どうしても交付金の通常のメニューだと漏れてしまうものに対して今中間貯蔵施設交付金を充てているというところで、ここがすごく自由度の高いというお話もともとあったと思うのですけれども、双葉町、大熊町、県もそうですけれども、すごく特化した交付金であり、これをうまく活用してソフト面、今実績上だとハードのほうに重きが置かれていると思うのですけれども、これをどうソフトのほうに使っていきけるかというのはすごく重要だろうなというふうに思っています。一方で、この交付金の要綱を見たりだとかさせてもらっているのですけれども、交付金でありながらも、自由度が高い上に国がメニュー化していないというのはかなり課題の交付金だなと思っています。なので、メニュー化する側が、自治体にある意味メニュー化をする責任があるというところで、ものすごくこれは今の中央集権の社会においてはかなり地方分権で地方がイニシアチブを取って使えるお金という意味では、すごく個人的には画期的だなというふうに思っているところです。ただ、一方で、今の職員の体制であつたりだとか、このゼロイチの交付金をどう活用するかというのはかなり町への負担というのは大きいのだろうなというふうに思っていて、ぜひこの活用を検討するチーム、前段の1番目の質問も含めてなのですけれども、事例を調べたりだとか、ちゃんとその事例に対してどういうふうにこの交付金を充てていってソフトを充実させていくか、教育環境をつくっていくかというところはものすごく使えるポテンシャルが高い交付金だというふうに思っていて、ぜひそういうチームをつくって、これは双葉町の独自の事業として展開できる唯一のお金だと思っているので、ぜひそういった発想が持てるかどうかというところ。場合によっては外部のチームも含めて交付金をしっかり生かすチームというのを組成してもいいのではないかなというふうに思っているぐらいなので、その辺の方針、考え方があればぜひ伺いたいなというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まずは、基本的に、基金と言いながらも、簡単に言うと町のお金です。これはなるべく使わないで、言葉悪いですが、国から予算を引っ張って、最後の虎の子ですから大切に大切に使っていけれ

ばというふうに基本的に考えています。なので、福島再生加速化交付金がまず一番先に町としては目指すべきもの、取りに行くべきものだろうと。ただ、それだけでは全然恐らく今後足りてこなくなるだろうと。そこで、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金をどういうふうに使うかと。まさに9つの分野に合致する事業と書いてありますけれども、何でこういうふうに書いてあるかという、簡単に言うと、先ほど議員お話ししたとおり、町のほうに要はアドバンテージがあるというふうに私も思っています。ただ、限りなく一般財源に近い交付金でありながら、やはり交付金ですからその部分は100%ではないと。だけれども、町としていろいろ国と交渉しながら、本来だと認めてもらえないものに関しても認めてもらっている。例えば生活サポート補助金のいわゆる残額を一括町民に渡したというのがまさにこれを運用させてもらっています。そういった部分でかなり町民の皆さんの生活再建支援に有効に活用できるものではありません、いろいろな分野で、この分野果たして大丈夫だろうかというのは今後検討課題ですし、当然町としてやらなくてはならない、国から予算がつかない場合、町単独でもやらなくてはならない事業というのは今後必ず出てきます。そうなったときに、やはり思い切って虎の子の中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金というのが充当されるべきものだろうと、そういうふうに考えておりますので、今後町の復興のために使うということであれば基本的にこれは許されるべきものだろうと思っていますから、そういうふうな取組はしていきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今の町長のお話のとおり、私もそう思います。使わなくていいというか、うまくできるのであれば無駄に使うということは絶対あってはいけないというふうに思うので、そこはごもっともだなというふうに思っております。

一方で、うまく使っていくということで、前段の1回目の質問でもさせていただいたのですが、やはりどう計画をしていくか。本当に必要なものが何かみたいなのところを明らかにしていくというのがまずそこかなというところと、あとはいきなり大きく始めてしまうと大きなお金がかかったり、ソフトの事業だと、ある意味人につけるという予算でもあるので、実際それがインパクトあるかどうかというのはやってみないと分からないというところがあったりすると思うので、まずは小さく始められるような、計画をつくって、大きなところは目指したいのだけれども、町としてはいきなり大きいことをやると不安なので、小さいことにも使わせてくれというような、そんなようなステップを踏んだ計画があればこういった環境省との調整の時にもしやすいのだろうなと思うので、まずは前提として、何を目標してどういう計画で、どういうステップでやっていくかというところを示していくというのが大事なのではないかなというふうに思っています。その中で、もしそれが前提としてできた中で小さく始める、プロトタイプみたいなものをしていけるような形がすごく理想なのではないか。双葉町、この環境の中で何がうまくいくか分からない。町長もよくおっしゃいますけれども、何がうまくいくか分からないので、小さく始めてうまくいくことを探していくというのもすごく重要だと思っています。その上で、今交付金の報告書を町のホームページでも上げていただいていると思うのですけ

れども、大体2,000万円から3,000万円ぐらいの運用益が出ているかなと。ここはある意味基金の元金崩さずに使える運用益だと思うので、3,000万円あれば結構人に対する事業って十分なものできたりすると思うので、ここで実験的にプロトタイピングをしていながら、いざ本当に大きくやっていく場合は基金を切り崩してやっていくみたいなこともステップとしてできるのではないのかなと思うので、運用益をうまく使っていくというのも一つ手段なのかなというふうに思っているところです。そういう意味で、お金の使い方の問題だったのですけれども、そういった小さくやっていくということが行政事業において可能なのか。逆に言えば可能にしてもらえるような交渉をぜひトライしていただきたいと思うのですが、その辺りの考えお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えします。

まさに基金の運用益と言ったらおかしいですけども、簡単に言うと利息的なものが大体2,000万円から3,000万円ぐらい毎年入ります。それは今議員ご指摘あったもので基金とは違いますから、まさにそれからは除外されるべきものですので、ある程度自由に使えると。そういったものに充当することは可能だと思います。そういったもので何かいい方法、こういうものどうだろうというふうな話があって、まさにそれが将来への双葉町のためになるのであるならばこれは考えていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

これで一般質問終わります。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの山根議員の一般質問の中で、生活サポート補助金の一括交付に関しまして、私の勘違いで、単年度の10万円ずつのやつはまさに中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金なのですが、一括のものは町の自主財源でしたので、訂正させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。
2番、小川貴永君。

（2番 小川貴永君登壇）

○2番（小川貴永君） こんにちは。議席番号2番、通告順位3番、小川貴永、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

1、原子力損害賠償について。中間指針第5次追補の追加賠償を超える遅延損害金、ふるさと喪失慰謝料などの増額分について、町民への水平展開を東京電力に対し求める考えがあるか、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたかしですが、当町では令和4年3月に原子力損害賠償に関する集団訴訟で中間指針を上回る複数の判決が確定したことを受け、令和4年3月25日付で東京電力ホールディングス株式会社、小早川社長に対し、全ての町民へ確定判決と同等の額で支払いを速やかに行うよう申入れを行いました。

その後、県や近隣の被災自治体と連携し、東京電力への申入れや国への要望を続けた結果、令和4年12月に、原子力損害賠償紛争審査会による、いわゆる「中間指針第5次追補」が示されました。

これを受けて東京電力は、令和5年1月に、事故時点における生活の本拠が大熊町及び双葉町等にあった方に対し、避難費用、日常生活阻害慰謝料として1人当たり100万円などの追加賠償基準を示し、現在賠償金の請求受付、支払いが進んでいるものと認識しております。

中間指針第5次追補を上回る賠償については、議員ご指摘の遅延損害金やふるさと喪失慰謝料などの増額分を含め、機会を捉えて改めて東京電力に対し、町民への水平展開を求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） それでは、ちょっと追加の質問をさせていただきます。

遅延損害金なのですけれども、これ原賠審の第5次追補に関係するので、共有している話なのでさせていただきますけれども、遅延損害金というのは支払い期限に遅れてしまった場合に損害賠償として支払うべき損害金ということで、震災発生してから大体現在までの利息と考えていただければあれなのですけれども、その率なのですけれども、町長ご存じかもしれないのですけれども、現在のところで大体70%です。ということは、トータルすると170%になります。ですから、双葉町が大体130万円の賠償金だとすると、これの170%になりますから221万円になります。これって今日までのあれなのですけれども、当然追加で増額していきますから。

それとあと、東電に対する裁判のほうも今大体8つ目の裁判というのをやっているのですけれども、これで山木屋のほうの裁判でふるさと喪失慰謝料というのが認められまして、これも当然、内容は違

うと思うのですけれども、双葉町でもふるさと喪失慰謝料というのを求めるべきものではないかなと思っていますので、これをトータルで認めるのが、ふるさと喪失慰謝料とか遅延損害金というのはみんなに共通していますので、やはり基本的人権を尊重するというのを考えるとこれを平等に扱うべきであって、水平展開のほうを求めるべきではないかと思いますので、その辺町長にお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘の遅延損害金、ふるさと喪失慰謝料、全く我々もそういった感覚を持っておりますので、そういう対応を今後はやっていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） そういうことで、ぜひ水平展開のほうよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。不法投棄について。町内における一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄への町の対応について、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、不法投棄について。不法投棄についてのおただしですが、不法投棄につきましては、廃棄物処理法に抵触する犯罪行為であることはもちろんのこと、町内の景観を損ねるとともに、イノシシやカラス等の鳥獣被害を助長するなど、極めて不適切な行為であると認識しております。現在、町では、町内に防犯カメラを設置するとともに、防犯、防災パトロール事業業務の委託事業者に対し、不法投棄等を見かけた場合、速やかに警察に通報するよう指導しております。今後とも警察等関係機関と連携しながら、不法投棄防止に向けて取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） では、ちょっと再質問させていただきます。

例なのですけれども、長塚二区の越田霊園のところに倉庫の跡があるのですけれども、そこに最初一般廃棄物が投棄されていたのですけれども、それがどんどんエスカレートして、建設ごみですね。産業ガラとかそういうのがどんどん投棄されているという状況になりまして、これが結局長塚二区の越田霊園だけではなくて、現在、帰還困難区域なども多いですから、かなりそういったところに投棄されるおそれがあるなと思いますので、ぜひ、定期的にですけれども、パトロールをやったりそういうのをやって見張っていかなければならないなと思っています。

不法投棄なのですけれども、加害者が分かった場合なのですけれども、当然違法行為になりますので、これが個人の場合であれば大体1,000万円の罰金、法人だったら3万円以下の罰金というのが科せられるというような刑罰になっています。さっき防犯カメラの話もあったのですけれども、越田霊園のところは看板はあるのですけれども、防犯カメラ等はないのです。これも当然大規模になった場合とか緊急の場合は、環境省のほうに不法投棄ホットラインというのがありますので、この

辺を県とか環境省のほうと連携していただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

越田霊園の不法投棄、これは本来あってはならないことをしている、だから犯罪って起きるのですけれども、そのことに関してまず町としての取組としては、防犯、防災パトロールの警備強化、何回も巡回してもらおうと。ただ、24時間ずっと張りついているというわけにはいきませんので、議員からご指摘あったような防犯カメラの設置も今検討させてもらっています。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） 帰還困難区域であるとか、川や山なんかかなり人目につかない場所がありますので、その点のパトロールの強化等をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位4番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） こんにちは。6番、岩本久人です。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しております通告書に従って、大きく2つの点についてご質問させていただきます。

まず、1点目、防災・減災の対策について。近年、頻発化、激甚化する自然災害に対する備えは、当町においても必要不可欠であります。特に台風による豪雨災害においては、全国各地で甚大な被害をもたらしております。

そこで、当町における災害対策の課題と、今後どのように災害対応に取り組まれるのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、防災・減災の対策について。防災・減災の対策についてのおたかしですが、近年、全国各地で増加している台風や豪雨による土砂災害及び河川の氾濫等の対策が急務であることから、県などの防災関係機関と相互に緊密な連携を取りつつ、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産の保護に注力してまいりました。

まず、河川氾濫の対策としましては、当町の主要河川が県管理であることから、県に対し河川断面の確保を目的とした浚渫や河川内に繁茂した雑木等の伐採を要望し、昨年度は前田川、中田川、戎川の河道掘削及び伐木が実施されております。また、土砂災害及び内水ハザードマップを作成し、本年度公開して町民に対し危険箇所を提示することで注意喚起を行うとともに、町民の皆様への防災行政

無線の戸別受信機の貸出しや、Yahoo!防災速報アプリを活用した防災情報の配信、災害時における持ち出し品リストの提示などにも取り組んでおります。

議員おただしの当町の災害対策の課題であります、引き続き町内河川の河道掘削及び伐木による河川断面を確保することはもとより、東日本大震災から13年が経過し、町が構築してきた災害対応等のスキルやノウハウの継承、公共機関等で活用できる備蓄倉庫や避難場所が少ないことなどが挙げられます。

職員の災害対応スキルの強化につきましては、本年2月に私をはじめ職員全般を対象に、複合災害をシミュレーションした図上訓練を実施しております。今後とも機会を捉えて訓練に取り組むことで、災害対応スキルやノウハウの継承に努めてまいります。

備蓄倉庫や避難場所が少ないことにつきましては、今年度中に防災備蓄倉庫を町内に設置するとともに、町内の居住、就労人口の推移を踏まえながら、公共施設等の整備を進めることで、避難場所として活用できる施設を整備してまいります。

今後とも、双葉町地域防災計画に即し、迅速な災害対応に努めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。ただいまいろいろとるる対策についてご答弁いただきましたけれども、先日日本列島を襲った台風10号の被害は、死者7名の犠牲者を出した大きな災害となったわけです。今回の台風10号の特徴は、スピードが遅くて、そのため長い時間にわたって豪雨、暴風が起き、河川の氾濫、土砂災害が発生しました。それで、特に台風から遠ざかった地域でも遠隔豪雨というものが発生して、関東甲信、東海地方でも河川の増水や道路なども冠水するなど、警戒レベル5の緊急安全確保が発令された地域もありました。福島県内では、当地域も含めて断続的な雨が降ったものの、さほど大きな被害はなかったということです。

そこで、先月8月16日の台風7号の大雨もありました。いわき市では、全域約14万世帯、32万人に避難指示が発令されました。避難所は32カ所を設けたということです。郡内でも浪江、大熊、富岡、楢葉、各町ではそれぞれ各1カ所の避難所を設けました。当町では避難所を開設しなかったということですが、職員の方が役場に待機されていたというようなお話は聞きましたけれども、なぜ設置をしなかったのかという点をお聞きすると、当町では双葉町地域防災計画を策定していますが、避難情報は災害対策基本法に基づいて市町村長が発令することになっておりますけれども、避難準備、避難勧告、そして避難指示の発令を出す基準がありましたら改めて伺いたいします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

近隣の町村では避難所を創設したのに当町でしなかったというそのことに関してのおただしと、そういった場合、避難所を設置する基準のお話だったと思います。住民生活課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 住民生活課長、中里俊勝君。

○住民生活課長（中里俊勝君） 岩本議員の再質問にご説明をいたします。

避難所を設置しなかった理由につきましては、議員のほうでおっしゃっていただいたとおり、職員のほうがずっと詰めておりまして、そこで雨量であるとか、河川の水位であるとか、そういったものについて定期的に確認をしております、雨量、風量、水位等、安全なレベルであるというふうに判断をしたため、夜間の避難所への移動等のリスク等も考えながら、避難所のほうを設置しなかったということでございます。

また、避難所を設置する基準でございますが、こちらにつきましては災害の状況であるとかを適正に踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 6 番、岩本久人君。

○6 番（岩本久人君） 今、住民生活課長のほうからお答えいただきました。同僚議員からも先ほどの質問の中にありましたけれども、避難所でありますけれども、町長からも「ふたば暮らしのしおり」の中で避難所が駅コミュニティーセンターということですが、駅コミュニティーセンター自体が震災で被害を受けているのですよね。3 階部分が雨漏りをしています。その雨が1 階まで落ちてきていると思うのです。しかも、駅コミュニティーセンターは、これから大改修に入ります。先ほどの答弁で課題に関して避難所がないというようなご答弁もありましたけれども、今回避難所を設置しなかったということも相まって、大変住民は少ない中ですけれども、高齢者の方もいます。これからいつ大きなまた大雨、豪雨が来るか分かりませんので、高齢者の一人住まいしている方がやっぱり不安で心細くしているのではないかなと。そういったところにしっかりとした対応をしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、この避難所に関して改めて何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

町は、防災、減災対策として、様々なハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップなどを策定しております。大変重要なことだと思います。しかし、内水ハザードマップでは、町内に流れる前田川の氾濫は考えていないというハザードマップになっていますよね。先ほどの答弁にもありましたけれども、河川の対策はしているということでありましたけれども、氾濫は想定しないということなのではないでしょうか。前田川とか、それぞれの町内に流れる河川は想定しないと。もし想定しているのであればですけども、前田川の河川ですが、下流のほうは、答弁ありましたように、護岸工事等々で川幅も広くて整備されております。しかし、前田橋付近から上流にかけて帰還困難区域ということで、先ほど町長から答弁ありましたように、草木の繁茂、土砂堆積で河道が狭くなっております。大雨による洪水の原因にもなり得るのではないかなというふうに思っています。ほかの根小屋川、戒川、中田川でも同じような状況。この質問、3 年ほど前にも質問させていただきましたけれども、それから見てまた繁茂がひどくなっているのですよね。内水氾濫のお

それもあるのではないかというふうに思うのですが、その対策についてちょっとお伺いします。

いざ災害が発生するおそれがあった場合、初動体制として、これまでは消防団や地域の方で被害拡大の防止のために活動もあったわけですが、現状厳しい状況にあると思いますが、消防団やその後方支援の機能別消防団の役割はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

まさしく先日、住民生活課で中野地区の企業の皆さんを集めて災害図上訓練というものを実施いたしました。目的は、災害対策に取り組むために、地域、行政、地元の事業者の皆さんで共通認識をしなければならないということでございました。であるならば災害対応の支援として、地元の事業者、建設土木事業者等の協力、連携を結ぶのも一つの方策ではないかなというふうに思っておりますけれども、その点もお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、避難場所の件ですけれども、議員ご指摘のとおり、災害はいつ発生するか分かりませんし、避難場所に指定される施設が完成前に町民の避難が必要な災害の発生が予測された場合には、状況に即して双葉町役場本庁舎の開放等を検討しております。さらに、前田川、根小屋川、戎川は、この避難指示解除されたエリアの部分に関しては、掘削や断面のしっかりとした補強工事がされております。ただ、上流の帰還困難区域の部分、議員からご指摘ありましたように、雑木であったり、そういうふうな繁茂というのも私も確認しておりますので、早急に県のほうにお願いをしまして対策を取らせていただきたいと思います。

さらに、機能別消防団、現実には双葉町内に住んでおられる現役の消防団員というのは数少ないので、そういった部分を町内に住んでいる人間でクリアしたいということから、機能別消防団というものも立ち上げております。そういった部分で役場職員もかなり多く入っておりますので、そういった機能別消防団の対応で、いざ鎌倉というときには対応していきたいと思います。

さらに、町内の建設業者にそういった部分の協力を依頼したらどうかということですが、当然それは考えていかななくてはならないですけれども、現実町内に居住している建設業者というのはございません。ですので、そういった部分も含めて検討が必要かなというふうに考えております。

失礼しました。前田川の氾濫を想定していないということではございませんで、いろいろ河川改修工事等をしっかりと県のほうでやっていただきましたので、まず今の現状では前田川の氾濫はないだろうというふうな判断であります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 町民の生命、財産を守ることが行政の使命だというふうに思っています。帰還、移住を進める上でも、これから災害対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番の協働のまちづくりについて質問いたします。令和4年9月に役場機能が町内に帰還して丸2年となりました。双葉町復興まちづくり計画（第三次）が令和4年6月に策定され、行政

との連携、協働による、町民と行政が連携し、共に知恵を出し合い、情報を共有、協力し合いながら、町の課題に取り組むことが重要と思います。町民の大半が町外で居住している中、町外居住者と町内居住者と共に、いかに連携、協働していくのが課題だというふうに思っています。そこで、協働のまちづくりの推進を図っていく中で、現在の取組と課題、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、協働のまちづくりについて。協働のまちづくりについてのおたかしですが、令和4年6月に策定しました復興まちづくり計画（第三次）において、計画の実現に向け、町民やこれまで町内に住んでいた方、移住された方、事業者、関係者などと連携、協働し、計画を推進することをお示ししたほか、効果的な推進を図るため、学識者、専門家、企業との協力体制の構築などについてもお示ししているところです。

議員ご指摘のとおり、町民や移住者と行政との協働による事業推進は町として重要であると認識しておりますが、避難先から都度、町へ移住することや仕事によって日程調整が難しいことなど、町民の方を参集することに大きな負担が生じてしまうことが課題であります。しかし、協働を実現していくためには、あらゆる機会を活かし、場を設けることが必要であると考えております。例えば伝統文化であれば相馬野馬追や盆踊り、スポーツであれば町民体育祭など、町民の方が町に来てもらえる機会を活用するなど、あらゆる機会を捉えて意見交換の場を設けていきたいと考えております。

また、大字行政区、自治会の活動について側面支援を継続することで、より一層行政と町民が一丸となり、まちづくり事業を推進できるように努めてまいります。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 私の答弁の中で、「避難先から都度、町へ移動することや」という言葉に關しまして「移住」と申し上げましたので、「移動することや」と訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございます。最初の質問の防災、減災も、いわゆる自助、共助の精神で、まず自分の命は自分で守らなければならない。自分たちの町は自分たちで守ると。それが協働と連携だというふうな理念であると思います。協働のまちづくりについての所管はどこのかということ、双葉町復興まちづくり計画を策定している復興推進課が中心となっているというふうに

と思いますが、もちろん町長の今の答弁からして全庁で取り組むべきもので、協働の目的、理念を共有しなければいけないということだというふうに思います。それぞれの分野があるというふうに思いますが、まちづくり、健康福祉、環境、社会教育、子供支援など、各課で実施している事業、ただいま町長から、ダルマ市やら盆踊りから、それぞれ町で実施しているものから有志の皆さんで行っているものからあると思うのですけれども、これをさらに町民、住民の参加型の協働の事業に発展をしていくべきというふうに思っているのですけれども、当然そういう考えだというふうに思いますが、改めて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、協働の考え方ですけれども、議員がるるお話をされたとおりでと思います。まずは、町内に戻ってこられている町民、移住の方も含めてそんなに多い数ではありません。9月1日現在で、先月よりはちょっと増えて142名になりました。少し増えたということで、増えてはいるのですけれども、思っているような帰還の状況でもない、移住の状況でもないということで、まずは町内に居住している人はもちろんのこと、町外に居住をされている町民の皆さんといかに双葉町に来てもらうか、双葉町の復興状況をご覧いただくかということだと思います。その状況によって、それぞれ皆さんの考え方、思いというのは違うと思いますけれども、ある意味、思っていたより復興したなと思う方もいれば、全然思っていたより復興していないなと。こんな状況ではインフラの整備が整っていないからまだ戻れないなと思う方もおられると思います。ただ、着実に、少しずつではありますけれども、町の景観、また町の復興状況というのも変わってきているというのもご覧いただけたと思いますので、そういった機会を捉えて町民の皆さんに、先ほど議員からもご指摘ありましたいろいろな伝統文化の行事、相馬野馬追であったり盆踊りであったり、さらには町民体育祭であったり、そのほか民間でボランティア的なやり方でイベントをやっている組織もあります。そういうふうなことを捉えて町民の皆さんに双葉の今の状況を感じていただくという取組が一番大切なのだと思うと思っています。そういったことで、ここが足りている、ここが足りていない、そういったものもご指摘いただきながら、我々それを参考にしながら取り組んでいくということも必要ですから、そういったような町民の皆さんともっともっと接する機会が増えることがまさに協働につながっていくのだと思うと思っていますので、そういうふうな考えで取り組んでいきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） まさしく町外から来ていただく。町外の方を町のイベントに参集をするということが、今の町長の答弁からも本当に難しいことではありますが、町長の答弁と繰り返しになるかもしれませんが、来月、双葉町町民体育祭がスポーツフェスティバルから名称を変えて行われます。本当に13年ぶりの町民体育祭というふうに思っています。名前を変えただけでなくて、そういうアイデアというのがひとつ町民に魅力を与えるのかなと。ふるさとに対する気持ちが湧き上がってく

るのかなというふうに思いますので、町民参加型の運動会になるというふうに思っております。

先日行われましたふたばの声（おと）、ふたば飲みの同時開催。町内外から多くの企業の方々が来場してにぎわいました。こういったイベントも協働の一つだというふうに思っています。大事なことは、いかに町民の方に伝えるかということだというふうに思います。そういった意味では、情報の発信、伝達だと思いますが、今後イベントに対する魅力のある情報発信というものをどのように行っていくのかどうか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

また、協働の組織という意味で、町内で立ち上がった自治会組織がありますけれども、もともとの町民の方と新たに町民になられた方との交流会であります。設立して1年が経過しましたがけれども、自治会組織は自分たちの問題は自分たちで解決するという自主性を尊重することが前提でありますけれども、まだまだ慣れないところもあるのではないかなというふうに思っています。まずは、融和と親睦を目的に、スムーズに運営をしていただくために、町として今後どのように関わり、支援をしていくのか、この点もお伺いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、いろいろな協働のための取組、いろいろなイベントといいますか事業についてどのように発信していくのかということについては、ホームページであったりSNSであったり、いろいろな機会を捉えて皆さんにお知らせをしていきたいと思えます。

新たな自治会の皆さんの話ですけれども、もともとの町民の帰還者であったり移住をされた方、現在の住民の比率は移住をされた方が多少多くなっているというふうに報告を受けております。双葉町に関心を持って、双葉町に魅力を感じて移住をされた方、一方では双葉町に戻りたいという思いが強く戻られた方、そういった方たちとしっかりと共生、共助の精神で過ごしていただければと。どういうふうに町が関わるかというふうなおただしだったと思います。関わり方としては、町で常にその場に行くということではなくて、皆さんが円滑に、お互いに仲よくここで過ごせるようなサポートをする。さらには、場合によっては、私も一応会員になっておりますから、時間の都合が許せば参加をして、皆さんからいろいろ問題点とか恐らくお話があるでしょうから、そういったことにお答えをしていきたいと。過度に町が介入するということではなくて、いい距離感というか、そういうふうな立場で皆さんと接していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 31 分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和6年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月11日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第51号 双葉町下水道事業基金条例の制定について
- 日程第2 議案第52号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第4 議案第54号 備品購入契約の締結について
- 日程第5 議案第55号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第56号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第57号 令和6年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第58号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第59号 令和6年度双葉町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第60号 令和5年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第11 議案第61号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第62号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第63号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第64号 令和5年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第65号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第20 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（7名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	5 番	菅 野 博 紀 君
6 番	岩 本 久 人 君	7 番	高 萩 文 孝 君
8 番	伊 藤 哲 雄 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	朝 田 幸 伸 君
農業振興課長兼 農業委員 事務局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	志 賀 寿 三 君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木 幡 勝 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第51号から日程第18、諮問第1号まではそれぞれ全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第51号 双葉町下水道事業基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第51号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５２号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第２、議案第52号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第52号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第３、議案第53号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第53号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第54号 備品購入契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第54号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第55号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第16款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第17款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 6ページです。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 8ページです。第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第55号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第56号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第

1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第56号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第57号 令和6年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第57号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第58号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第58号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第9、議案第59号 令和6年度双葉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により行います。

収益的收入及び支出、収入、第1款下水道事業収益。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 支出、第1款下水道事業費用。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 資本的收入及び支出、収入、第1款資本的收入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 支出、第1款資本的支出。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 全体的な質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第59号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第60号 令和5年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により款ごとに行います。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款環境性能割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第11款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第12款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款使用料及び手数料。

- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款国庫支出金。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 17ページです。第15款県支出金。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 20ページです。第16款財産収入。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第17款寄附金。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款繰入金。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 23ページです。第19款繰越金。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第20款諸収入。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 27ページです。第21款自動車取得税交付金。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 28ページです。歳出に入ります。
- 第1款議会費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 54ページです。第3款民生費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 65ページです。第4款衛生費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 70ページです。第5款労働費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 74ページです。第7款商工費。
- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 77ページです。第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 81ページです。第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 84ページです。第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 95ページです。第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 98ページです。第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 令和5年度一般会計決算を踏まえて、町長としてこの件についての成果をお伺いしたいのと、あと財政健全化比率、4つの指標がありますが、実質公債費比率、令和4年度と比べて0.9%減の3.1%となっております。この点も併せてお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度一般会計決算を踏まえた成果と実質公債費比率についてのおたただしですが、まず令和5年度一般会計決算を踏まえた成果については、町の復興復旧に関する主な事業として、町道や橋梁の補修などによる町内インフラ環境の整備を進めたことに加え、駅西住宅や中野地区復興産業拠点の整備、さらには住民生活の安全安心の確保に向け、消防施設や防災行政無線の整備などにも取り組んでまいりました。

令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除から2年が経過し、現在では約140名の町民の方が町内に居住されています。これまで町への帰還を進めるに当たり、町役場新庁舎の建設をはじめ、駅西住宅や診療所の整備、企業誘致の取組などを進めることで一定の成果を上げた認識しているところです。今後も山積する課題に向き合い、町の復旧復興に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、実質公債費比率につきましては、町は過去に実質公債費比率が早期健全化基準を上回ったことから、財政健全化計画を策定した経緯があります。この経験から、町は財政健全化に向けた取組を

積極的に進め、震災以降も持続可能な財政運営に取り組んだことにより、その成果が実質公債費比率に反映されたものと認識しております。今後も町の復旧復興事業や町への帰還促進のための施策などを確実に進めるため、国の復興財源を有効に活用しながら健全な財政運営に努めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 答弁でも町の復旧復興に向けて全力で取り組むと答弁ありましたが、来年3月が町長の任期満了になります。その辺について今後継続する考え等があるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

来年3月の町長の任期を迎えるに当たり、継続する考えがあるかとのおたかしですが、これまで私は町長就任以来、町への帰還を念頭に重責を担ってまいりました。東日本大震災と原子力災害により荒廃が進んでしまった町を元どおりにすることは困難でありますので、町の歴史や伝統文化など残すべきものは残しながら、新しいまちづくりを進めるべく多くの課題に直面しながらも、町への帰還に向けた取組を進めてまいりました。今後は駅東地区に商業施設の整備を進めるほか、町立学校の整備に向けた検討を進めるなど、帰還される町民や移住者の方が町に住んでよかったと思われるようなまちづくりを進めたいと考えております。

町の復旧復興に向けて、町民の帰還や移住定住の促進、町民の生活支援などの取組をしっかりと進めるため、残された任期に全力を尽くし、立候補については相談すべき方々と相談させていただきながら、今後判断していきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ただいまの同僚議員の質問に対して町長がお答えしているのに対しての同じような質問になろうかと思いますが、さらにお伺いしたいというふうに思います。

双葉町の復興まちづくり計画（第三次）を策定し、今回議会の令和5年度の決算認定を迎えて、ちょうど折り返しに差しかかるというふうに思っています。中野地区復興産業拠点、駅西地区復興拠点の整備も順調に進まれているかというふうに思っております。さらに、今ほどの同僚議員の答弁にもありましたように、駅東側の交流人口を図る。そして、またにぎわいを創出していかなければいけないというふうに思うのですが、これまでの町長の取組に対してのご見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

先ほど高萩議員の質問にもお答えしたとおり、取組についてはもっともっとスピーディーにできればというふうな反省点はありますが、おおむね町として計画していたものにつきましては、達成をし

たのではないかというふうに思っております。双葉町の復興につきましては、皆さんご存じのとおり被災12市町村の中で一番最後に、令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除ということで時間はかかっておりますが、一歩ずつ着実に復興の取組が進んでいるというふうに判断をしております。

駅西住宅の整備であったり、駅東地区では中野地区の復興産業拠点、こちらに関しましては企業誘致、我々が考えていた以上に企業の誘致が順調に進んでいるというふうに考えておりますし、今後は商業施設であったり、町の交流人口をもっともっと図る上での取組というものが、課題として残されているのではないかというふうに考えております。そういった部分では、今後とも限られた時間の中で精いっぱい復旧復興に取り組んでいくと、そういうふうな考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） どうもご答弁ありがとうございました。

さらなる復興まちづくり計画（第三次）を進める上で、町民の皆さんの意見を聞くということも必要不可欠であるかなというふうに思います。久しく町の復興まちづくり町民委員会も実施されておられませんので、様々な機会で町民の意見を聞く機会はあるかと思っておりますけれども、今後どのような対応をされるのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まちづくりの町民委員会、こちらはしばらく開催されていないと、まさに事実であります。そういったことにつきましては、当然今後どういうふうにするべきなのかも含めて検討していかなくてはならないと思っております。また、ご指摘ありましたように町民のいろいろなお考えをお聞きすると、これは当然でありますし、そういったものに関して今後とも機会があれば、いろいろなところに出向きまして、町民の皆さんのいろいろな考え、意見をお伺いする、そういうふうな気持ちでおります。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 決算を見て依存財源が多過ぎる。依存するのは今しようがないと思うのですが、そろそろ一般財源というより町税であり税金関係、それを将来的に自立運営できるような舵取りが始まらなくてはならない時期だと思うのです。2020年代で、それ以降も交付金を要望するという町長の答弁いろいろありますけれども、実際は依存財源だけでは町の安定運営とはいかないので、今あるうちに、要は自主財源の確保のほうには今あまり町の舵が向いていないと思うのです。

だから、そこの一般財源をどのように確保していくのか、舵取りの時期はいつなのか。やらなくてはやらないことだし、それができなければ、今後双葉町として存在できなくなってくるようになってしまうので、数字的には今は大丈夫かもしれないですけれども、将来的に見るとなかなか厳しい現実

が待っているのかなと思うのです。決算なので、去年の５年度の決算、これを見てもやっぱり依存財源がほとんどで、本来である町税とか固定資産税、町税ですね、いろんな税金、入ってくる税金の確保、その施策をどのようにお考えなのか伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

まず、依存財源、これは状況としてどの自治体も避難指示解除後、町の状態が安定するまで依存財源に頼らざるを得ないというのは変わらないと思っております。一方、当然それがいつまでも国からの支援があるというふうなことは期待もできませんし、いずれそういったものはなくなるということも想定をしながら取り組まなくてはならないというふうに考えております。

一方で、一般財源をどういうふうに増やすかというふうなこともあります。まずは人口増加、それが一番大切なことにつながっていくだろうと。さらには、企業誘致であったり、特に町としましては双葉町の中核の組織でありました商工会、こちらも今双葉町のほうに戻ってきておりますから、商工会の人たちが町に戻ってそれぞれの事業を展開していただく。それは非常に町にとって重要なことでありますから、そういったことも含めて取り組んでいきたいと思っております。

また、一般財源の確保、そういったものに関していつなのかというふうなおたしありましたけれども、これにつきましては当面そういったようなことに関して、なかなか判断は難しいというふうに考えておりますので、まず今ご指摘あった部分に関してしっかりと取り組んでいく。さらには、依存財源ではない財政運営の仕方に向けて、しっかりといろいろな計画を立てて取り組んでいくというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） ５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君） 商工会も私も会員なのであれですけども、一商売人としての意見を、ここ、聞かなくてはならないと思うのです。確かに工業はここでやっていける。商業は、では今来て買ってくれる人いるか。よそに行ったりなんかすればいいのですけれども、その意見を官民一体となってやらなくてはならない部分がかかなりあって、そこを全然進めていないのかなと思うのです。

商店大きいところは、資本があるところはいいですよ。ただ、商店というのは、資本がないだけにできないという部分もあるのです。掛け等、こうやって今あるお金を食い潰してしまうとか、そういうものもあるので、その施策、例えば卸やったりなんかして工場をやりながら店をやってもらおうとか、補助金制度、国にそういうもっと柔軟な補助金をつくってほしいとか、そういうのも官と民が一緒にならなくてはならない部分がまだまだやっていないのかな。大手は入ってこれても、商店とかちっちゃい規模の小規模事業者が双葉はもともと多いのですけれども、そこら辺に手が届いていないのかなと思うのです。住民の確保の前にそういう面も手を出さないと、なかなか町の復興ってうまくいかないと思うのです。

だから、やっぱり小規模事業者の方々と話し合う場とか、何があれば商売ができるのか。私らは結

構こうやって町のお金、税金を使って大きなものをもらってやるのですけれども、個々の商売人というのはそこまでの資金力がないので、自分たちの生活も考えなくてはならないし、家族の生活も考えなくてはならない。これ農業者もみんなそうなのですから、やっぱり個々の意見を聞きながら、どうやればできるのかというような話し合いも必要なかなと思うのです。そういう集まりも。そこをやらないと、小規模事業者の復活というのは難しいと思うのです。補償賠償の話になってしまうと、打ち切られている部分で、ではもう一回やるという人がなかなかいないので、もうちょっとそういうふうに手を伸ばさないと、一般財源の基礎の部分は今からでもいいので、もうちょっと手を伸ばしてほしいという気持ちがあるのですけれども、ご答弁お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、商工会の中で商の部分、厳しい状況であるということは私も十分認識しております。個人事業者が戻ってきて再開するにあたって、やっぱり一番は人口減少といいますか、人口が戻っていないというのが大きな影響あるだろうと。なので、先ほど人口増加というふうに話をさせていただきました。当然それだけではなくて、いろいろな商工会の商の部分に関しましては、商工会とも連携しながら、どのような取組をしたら商の部分の人たちが再開できるか。これは当然今後とも連携しながら、相談をして取り組んでいかななくてはならないと思っております。

いずれにしても、いろいろな事業というのは非常に厳しいですし、双葉町の置かれている状況は、震災から避難指示解除までの期間があまりにも長かったというのが、一番の大きな原因だと思っています。そういった部分も含めて災い転じて福となすような取組というのが、効果的な特効薬的なものというのは非常に厳しいとは思いつつも、諦めないで取り組んでいくというふうに考えております。考え方の一つとしては、コロンブスの卵という言葉がありますように、できるかできないか、難しいからやらないとか、そういうことではなくて、まず取り組んでみるというふうな考え方というのも一つの方法としてはあるのではないかと考えております。

いずれにしても、商工会と協議の機会を持っていろいろと連携できるものは連携していくと、そういうふうな考えでおります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 簡単に言うと、要は一般財源確保のための舵取りも始めてもらえるということによろしいですか。今までは交付金、交付金で、震災前は40億円とかそのくらいの多分会計だったと思うのですけれども、いいときは80億円とか組んでいたと思うのですけれども、今いろんな事業があるからそれは分かるのですけれども、やっぱり一般財源の確保、本当にこれ中身が多岐にわたって大変なのですから、そこもやっていかななくてはならないので、そこにある程度の力を入れないと、交付金が切られたときに、交付金の基金はありますよね。もらったいろんな財源はあると思うのです。それも紐付きであって、何でも使えるわけではないので、そうなったときのことも考えなくてはなら

ないので、そろそろもう、2024年ですよね、5年になってしまいますよね。あと四、五年しかないの
で、考えて動いていかなくてはならない時期だと思うので、そちらのほうの取組を全力とは言いません
。町の復興もかかっております。復興まちづくりもありますけれども、そろそろもう50%の力ぐら
いで力を入れてやっていかないと、町の将来が心配なので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、先ほど最初に質問いただきました依存財源と一般財源のほうの部分であるというふうに感じ
ました。当然依存財源のほうは、先ほど答弁でも申し上げていますし、一般財源は本来町として自由
に使えるような資金ということだと思います。それを増やすためにということだろうと思います。そ
ういった部分では、そんなに潤沢にあるわけではありませんけれども、町として財政調整基金につ
きましてはある程度の積み増しもしております。ただし、それが町民の皆さんの納得するようなものに
全て使えるかということ、それは将来5年先、10年先を見据えて大切に使っていかななくてはならないふ
うなものでありますから、そのバランスをしっかりと把握をしながら、その取組を進めていくべきだろ
うと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第60号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第60号は認定することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第61号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により款ごとに行います。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 13ページです。第3款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第61号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第61号は認定することに決定しました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第62号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により款ごとに行います。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第62号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第62号は認定することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第13、議案第63号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により款ごとに行います。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第63号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第63号は認定することに決定しました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第64号 令和5年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により款ごとに行います。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 14ページです。第3款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 17ページです。第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第64号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第64号は認定することに決定しました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第15、議案第65号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により款ごとに行います。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第65号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第65号は認定することに決定しました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第16、議案第66号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第66号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第66号は同意することに決定しました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第17、議案第67号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第67号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第67号は同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。諮問第1号について、適任とすることの賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和6年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時10分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 小 川 貴 永

署名議員 作 本 信 一